

瑞穂町国民保護計画



令和 6 年 3 月

瑞 穂 町

目次

第1編 総論	1
第1章 瑞穂町の責務、瑞穂町国民保護計画の根拠および構成	1
1 瑞穂町の責務	1
2 瑞穂町国民保護計画の根拠および構成	1
3 瑞穂町国民保護計画の見直要領および変更手続	1
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
1 基本的人権の尊重	3
2 国民の権利・利益の迅速な救済	3
3 国民に対する情報提供	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 国民の協力	3
6 住民の協力等	3
7 指定公共機関および指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	4
8 高齢者、障がい者等への配慮および国際人道法の的確な実施	4
9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
10 外国人への国民保護措置の適用	4
11 地域特性への配慮	4
第3章 関係機関の事務または業務の大綱	5
1 国民保護措置の基本的な仕組み	5
2 各機関の事務または業務	6
第4章 瑞穂町の特徴等	9
1 地理的特徴	9
2 社会的特徴	10
3 瑞穂町の課題	12
第5章 瑞穂町国民保護計画が対象とする事態	13
1 想定する事態類型	13
2 武力攻撃事態	13
3 緊急対処事態	15
4 N B Cを使用した攻撃	16
第2編 平素からの備え	17
第1章 組織・体制の整備	17
第1 町における組織・体制の整備	17
1 町の各課（局・館）における平素の業務	17
2 町職員の参集基準等	19
3 消防の初動体制の把握	21
4 国民の権利・利益の救済に係る手続	21
第2 関係機関との連携体制の整備	22
1 基本的考え方	22
2 都との連携	22
3 近隣市町村との連携	23
4 指定公共機関等との連携	23

5	事業所に対する支援	24
6	自主防災組織等に対する支援	24
第3	通信の確保	24
1	非常通信体制の整備	25
2	通信連絡訓練の実施	25
第4	情報収集・提供体制の整備	25
1	基本的考え方	25
2	警報の伝達に必要な準備	26
3	安否情報の収集等に必要な準備	27
4	被災情報の収集および報告に必要な準備	28
第5	特殊標章等の交付または使用許可に係る体制の整備	29
1	特殊標章等	29
2	交付要綱の作成	30
3	特殊標章等の作成・管理	30
第6	研修および訓練	30
1	研 修	30
2	訓 練	31
第2章	避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	33
1	避難に関する基本的事項	33
2	避難実施要領のパターンの作成	34
3	救援に関する基本的事項	34
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握	35
5	避難施設の指定への協力	35
6	生活関連等施設の把握	36
第3章	物資および資材の備蓄、整備	37
1	町における備蓄	37
2	町が管理する施設・設備の点検整備	37
第4章	国民保護に関する啓発	38
1	国民保護措置に関する啓発	38
2	住民がとるべき行動に関する啓発	38
3	赤十字標章等および特殊標章等に関する普及・啓発	39
第3編	武力攻撃事態等への対処	40
第1章	初動連絡体制の迅速な確立および初動措置	40
1	事態認定前における瑞穂町緊急事態連絡室の設置および初動措置	40
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	41
第2章	瑞穂町対策本部の設置等	42
1	瑞穂町対策本部の設置	42
2	通信の確保	49
3	特殊標章等の交付および管理	49
第3章	関係機関相互の連携	51
1	国および都の対策本部との連携	51
2	都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請	51

3	自衛隊の部隊の派遣要請の求め	52
4	他の区市町村長に対する応援の求め、事務の委託	52
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	52
6	町が行う応援	53
7	自主防災組織等に対する支援	53
8	住民への協力要請	54
9	米軍への協力要請	54
第4章	国民の権利・利益の救済に係る手続き	55
1	国民の権利・利益の迅速な救済	55
2	国民の権利・利益に関する文書の保存	55
第5章	警報および避難の指示	56
第1	警報の伝達等	56
1	警報の伝達および通知	56
2	警報の伝達方法	57
3	緊急通報の伝達および通知	57
第2	避難住民の誘導	58
1	避難の指示の伝達・通知	58
2	避難実施要領の策定	59
3	避難住民の誘導	61
第3	想定される避難の形態と町による誘導	63
1	突発的かつ局地的な事態の場合	63
2	突発的かつ広範囲な事態の場合	66
3	時間的余裕があり、かつ局地的な事態の場合	67
4	時間的余裕があり、かつ広範囲な事態の場合	67
第6章	救援	69
1	救援の実施等	69
2	関係機関との連携	69
3	救援の程度および方法の基準	70
4	救援の内容	70
5	要配慮者の支援	73
6	緊急物資の配送	73
第7章	安否情報の収集・提供	75
1	安否情報の収集	75
2	都に対する報告	76
3	安否情報の照会に対する回答	76
4	日本赤十字社に対する協力	77
第8章	武力攻撃災害への対処	78
第1	武力攻撃災害への対処	78
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	78
2	武力攻撃災害の兆候の通報	78
第2	応急措置	79
1	退避の指示	79

2	警戒区域の設定	81
3	応急公用負担	82
4	消防に関する措置	82
第3	生活関連等施設における災害への対処	83
1	生活関連等施設の安全確保	83
2	危険物質に係る武力攻撃災害の防止および防除	84
第4	NBC攻撃による災害への対処	84
1	応急措置の実施	84
2	国の方針に基づく措置の実施	84
3	関係機関との連携	85
4	汚染原因に応じた対応	85
5	瑞穂町長の権限	85
6	要員の安全の確保	86
第9章	被災情報の収集および報告	87
第10章	保健衛生の確保その他の措置	88
1	保健衛生の確保	88
2	廃棄物の処理	88
第11章	国民生活の安定に関する措置	90
1	生活関連物資の価格安定	90
2	避難住民の生活安定	90
3	生活基盤等の確保	90
第12章	他の区市町村の避難住民の受入れ	91
1	基本的考え方	91
2	事態への対処	91
第4編	復旧等	93
第1章	応急の復旧	93
1	基本的考え方	93
2	公共施設の応急の復旧	93
第2章	武力攻撃災害の復旧	94
1	国における所要の法制の整備	94
2	町が管理する施設および設備の復旧	94
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁	95
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	95
2	損失補償および損害補償	95
3	総合調整および指示に係る損失の補てん	95
第5編	大規模テロ等（緊急対処事態）への対処	96
第1章	総論	96
1	緊急対処事態	96
2	想定される事態類型	96
3	共通する特徴	96
4	瑞穂町緊急対処事態対策本部設置指定前における事案発生への対処	96
第2章	初動対応力の強化	97

1	危機管理体制の強化	97
2	対処マニュアルの整備	97
3	発生現場における連携協力のための体制づくり	97
4	不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	98
5	装備・資材の備蓄	98
6	訓練等の実施	98
7	住民等への啓発	98
第3章	平時における警戒	99
1	危機情報の把握・活用	99
2	危機情報等の共有	99
3	警戒対応	99
第4章	発生時の対処	100
1	緊急対策本部の設置指定が行われている場合	100
2	緊急対策本部の設置指定が行われていない場合	100
3	瑞穂町災害対策本部による対応	100
4	緊急対策本部への移行	101
第5章	大規模テロ等の類型に応じた対処	102
1	危険物質を有する施設への攻撃	102
2	大規模集客施設への攻撃	102
3	大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	103
4	大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	104
5	大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	104
6	交通機関を破壊手段とした攻撃	105

資料編

資料1	瑞穂町国民保護協議会委員名簿	107
資料2	瑞穂町国民保護協議会条例	108
資料3	瑞穂町国民保護協議会運営規程	109
資料4	瑞穂町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策条例	110
資料5	関係機関一覧	111
資料6	報道機関一覧	113
資料7	避難施設一覧	114
資料8	瑞穂町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	115
資料9	動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方	124
資料10	救援の程度及び方法の基準	126
資料11	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令	133
資料12	安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答に係る様式	136

第 1 編 総 論

第 1 章 瑞穂町の責務、瑞穂町国民保護計画の根拠および構成

本計画は、武力攻撃事態等において、瑞穂町の住民の生命、身体および財産を保護し、住民の生活や地域経済への影響が最小となるよう、住民の避難や避難住民の救援、武力攻撃災害への対処などの「国民の保護のための措置」（以下「国民保護措置」という。）を的確に実施することを目的とする。

1 瑞穂町の責務

【法第 16 条第 1 項、第 35 条第 1 項・第 2 項】 【基本指針】

町（瑞穂町役場をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）および東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民保護措置を的確に実施する。

2 瑞穂町国民保護計画の根拠および構成

（1）根 拠

町は、その責務を踏まえ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、瑞穂町の国民の保護に関する計画（以下「瑞穂町国民保護計画」という。）を策定する。

（2）構 成

以下の各編より構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備え

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 復旧等

第 5 編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

資料編

3 瑞穂町国民保護計画の見直し要領および変更手続

【法第 35 条第 3 項・第 4 項・第 5 項・第 6 項・第 8 項、第 39 条】 【基本指針】

（1）見直し要領

町は、国における国民保護措置に係る研究成果、新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直しおよび国民保護措置についての訓練の検証結果を踏まえ、不断の見直しを行う。

第 1 編 総論

第 1 章 瑞穂町の責務、瑞穂町国民保護計画の根拠および構成

その際、瑞穂町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 変更手続

国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、瑞穂町国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、瑞穂町議会に報告し、公表する。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、瑞穂町国民保護協議会への諮問および都知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、瑞穂町において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するため、基本方針を以下のとおり定める。

1 基本的人権の尊重 【基本指針】

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利・利益の迅速な救済 【法第6条】 【基本指針】

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、または訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供 【法第8条第1項・第2項】 【基本指針】

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し国民保護措置に関する正確な情報を適時適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保 【法第3条第4項】 【基本指針】

町は、国、都、近隣市町村（埼玉県のみを含む）ならびに関係指定公共機関および関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力 【法第4条第3項】 【基本指針】

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し必要な援助について協力を要請する。この場合、国民の協力は、その自発的な意思に委ねられるものであって、その要請にあたっては強制にわたることがあってはならない。

また、町は、瑞穂町消防団および自主防災組織の充実・活性化、ボランティアの支援に努める。

6 住民の協力等

住民は、都や町が実施する国民保護措置について協力の要請があった場合、自発的な意思に基づきその協力を努める一方、自らも近隣住民とのコミュニケーションづくりに努め、平素から食料や飲料水を備蓄するなど、自助・共助の精神に基づき備えていくように努めることが期待される。

町は、防災教育・訓練やホームページ、広報紙などを活用して、住民の国民保護措置への協力や備蓄などについての意識啓発に努める。

7 指定公共機関および指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

【法第7条第1項・第2項】

町は、指定公共機関および指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、武力攻撃事態等の状況に即して各々が自主的に判断するものであることに留意する。

8 高齢者、障がい者等への配慮および国際人道法の的確な実施

町は、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。
また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 【法第22条】 【基本指針】

町は、国民保護措置に従事する者および要請に応じて国民保護措置に協力する者に対して、安全の確保に十分に配慮する。

10 外国人への国民保護措置の適用

町は、瑞穂町に居住し、または滞在している外国人について、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

11 地域特性への配慮

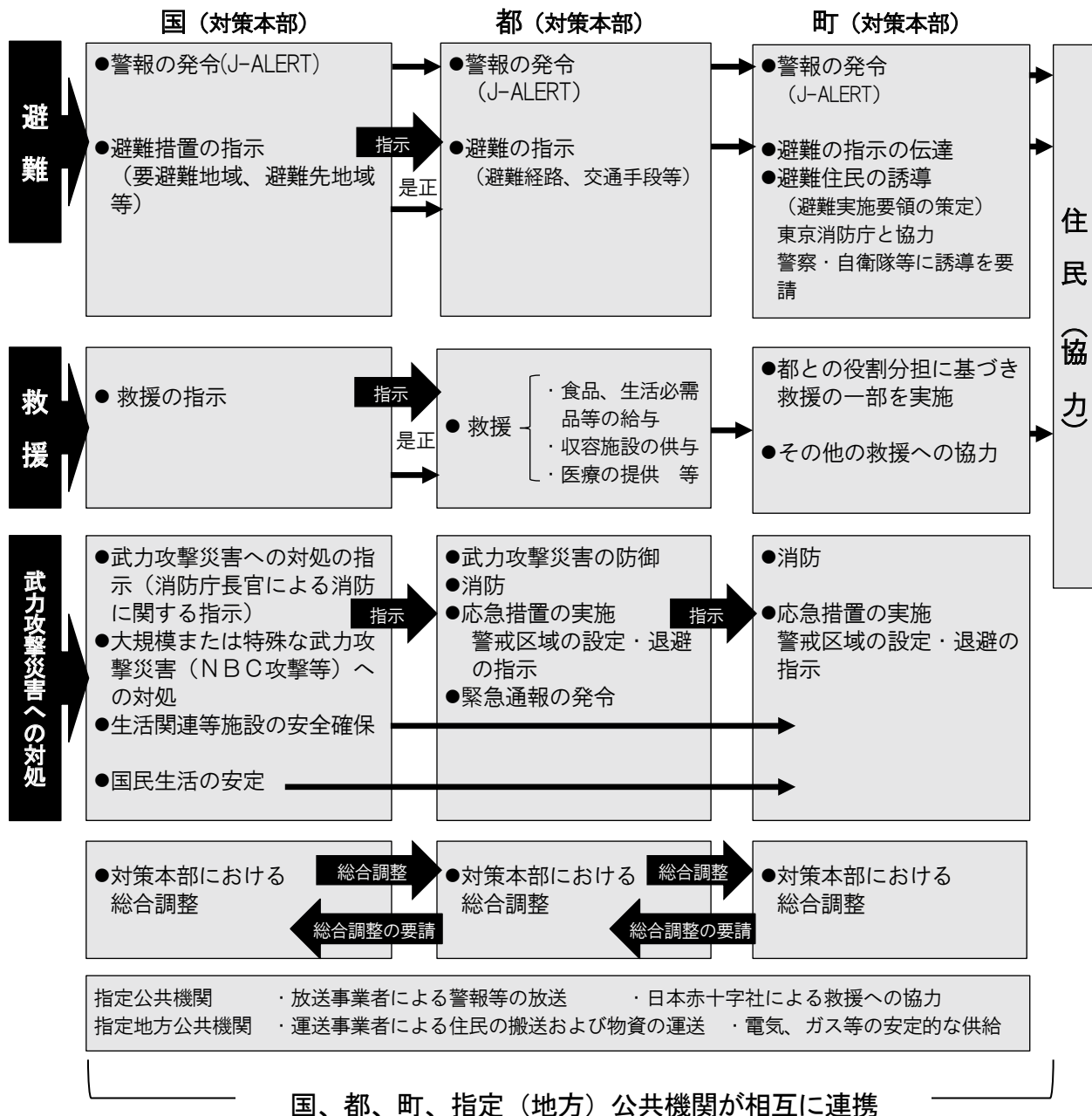
町は、国民保護措置の実施に当たっては、瑞穂町に米軍と航空自衛隊が運用する横田基地が所在するという現状に留意し、必要な措置を講ずる。

第3章 関係機関の事務または業務の大綱

町は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の事務または業務の概要および連絡窓口について、あらかじめ把握しておく。

1 国民保護措置の基本的な仕組み

国民保護に関する業務の全体像



2 各機関の事務または業務 【法第35条第1項・第2項、第39条】

町、都、指定地方行政機関ならびに指定公共機関および指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる国民保護措置に係る事務または業務を実施する。

なお、関係機関等の連絡先については、「資料編 資料5」に記載する。

【町の事務】

機関の名称	事務または業務の大綱
瑞穂町	1 瑞穂町国民保護計画の作成 2 瑞穂町国民保護協議会の設置、運営 3 瑞穂町国民保護対策本部および瑞穂町緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集および提供その他の避難住民の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 生活基盤の確保その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【都の事務】

機関の名称	事務または業務の大綱
東京都	1 都国民保護計画の作成 2 都国民保護協議会の設置、運営 3 都国民保護対策本部および都緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集および提供その他の避難住民の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害及の防除および軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活基盤の確保や生活関連物資の価格の安定などのための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務または業務の大綱
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視ならびに無線の施設の設置および使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の要請 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	1 輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	1 救援に係る情報の収集および提供
東京労働局	1 被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料および備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	1 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 危険物の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	1 被災時における直轄河川や国道などの公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設および車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 飛行機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	1 気象状況の把握および情報の提供
関東地方環境事務所	1 有害物質の発生による汚染状況の情報収集および提供 2 廃棄物処理施設の被害状況やがれきなどの廃棄物の情報収集
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行に関する連絡調整

【自衛隊】

機関の名称	事務または業務の大綱
陸上自衛隊東部方面総監部	1 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施および関係機関が実施する国民保護措置の支援（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧等）
海上自衛隊横須賀地方総監部	
航空自衛隊作戦システム運用隊	

【指定公共機関・指定地方公共機関】

機関の名称	事務または業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言
放送事業者	1 警報および避難の指示（警報の解除および避難の指示の解除を含む。）の内容ならびに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の搬送および緊急物資の運送 2 旅客および貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保および国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者	1 河川管理施設、道路、港湾および空港の管理
日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 赤十字救援物資の備蓄および配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
日本銀行	1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に係る広報 6 海外中央銀行との連絡・調整

第4章 瑞穂町の特徴等

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき瑞穂町の地理的・社会的特徴およびその課題について考察する。

1 地理的特徴

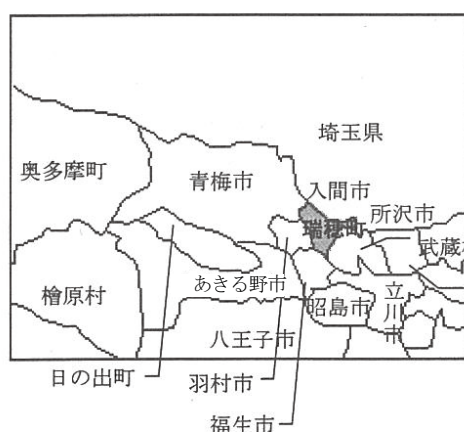
(1) 地 勢

瑞穂町は、東京都の北西部に位置し、東西 5.8 km、南北 6.1 kmの逆三角形の形であり、面積は 16.85 km²である。地質は古多摩川の扇状地で、東部から中央部に向かって存在する狭山丘陵が北側の荒川流域と南側の多摩川流域の分水嶺になっている。

近隣に接している自治体として、東には武蔵村山市と埼玉県所沢市、西には青梅市と羽村市、南には福生市、北には埼玉県入間市がある。

また、南には在日米軍司令部および航空自衛隊航空総隊司令部が所在する横田基地が広がっている。

【位置図】



東經 139 度 21 分 14 秒
北緯 35 度 46 分 18 秒



(2) 土地利用

町の土地利用比率は、平成 29 年時点で自然的土地利用が 37.4%、都市的土地利用が 62.6%となっており、狭山丘陵を含む林野が 19.6%、次いで田・畑・樹園地など 15.9%の順となっている。平成 19 年から平成 29 年の 10 年間の推移をみると、田・畑・樹園地などが減少傾向にあるのに対し、住宅用地および道路用地は増加傾向となっている。

また、商業集積は新青梅街道沿道および国道 16 号沿いにみられる。殿ヶ谷地内には

ホームセンターがあり、工業系の用途地域に大規模商業施設が立地している。

(3) 気 候

瑞穂町は、比較的温暖で湿潤な気候である。降水量は、梅雨の影響を受けて6月頃と、秋雨・台風の影響を受けて9月頃に多くなる傾向にある。夏には、大気の状態が不安定な時に地上面付近の温度が高くなると、局地的な大雨となることもある。一方、冬には、冬型の気圧配置の影響で最も降水量の少ない時期となる。

気温は、8月頃が最も高く、1月頃が最も低くなる。特に、瑞穂町は、内陸部にあり、沿岸部と比較してやや気温の変化が大きくなる傾向にある。夏の夜に気温が25℃未満にならない、いわゆる熱帯夜の状態の日が多くなっている。

青梅（アメダス）における2018～2022年の5年間での平均値は、気温は15.1℃、降水量は1,573.4mmとなっている。

2 社会的特徴

(1) 人口および世帯

瑞穂町の人口は、やや減少傾向であるものの、世帯数は、増加傾向にあり、このことから核家族化の傾向がみられる。

世帯当たり人数は、20年前と比較すると約20%減少しており、世帯当たり人数の減少が進んでいる。

【人口の状況】

年	人口	世帯数	世帯当たり人数	
			瑞穂町	東京都
平成12年	32,892	10,757	3.06	2.22
平成17年	33,691	11,837	2.85	2.13
平成22年	33,497	12,369	2.71	2.06
平成27年	33,445	13,192	2.48	1.99
令和2年	31,765	13,017	2.44	1.94

(国勢調査)

(2) 年齢階層別人口

年齢階層別の人口は、都の平均値と比較すると年少人口（14歳以下）および生産年齢人口（15～64歳）が少なく、高齢人口（65歳以上）が多い。

【年齢区分別人口（令和2年）】

地域	総数（人）	14歳以下（%）	15～64歳（%）	65歳以上（%）
瑞穂町	31,765	3,443(10.9)	18,609(58.9)	9,517(30.1)
東京都	14,047,594	1,566,840(11.5)	8,944,193(65.7)	3,107,822(22.8)

※年齢不詳データのため、合計値が一致しない。

(国勢調査)

(3) 人口分布

地区別に人口の分布をみると、箱根ヶ崎地区が最も多く、約8,800人弱が居住しており、人口密度は、瑞穂町全体では1,885人/㎢で、武蔵野地区が最も多く、約12,000人/㎢である。

(4) 昼夜間人口

昼間人口が夜間人口を上回っており、夜間人口を100とした場合、昼間人口は114.4となっている。

【昼間人口と夜間人口】

夜間人口 (人)	昼間人口 (人)	流出人口 (人)	流入人口 (人)	昼夜間人口比
31,765	36,340	11,048	15,623	114.4

(5) 道路の状況

国道は、一般国道として国道16号が南北を通過している。

主要地方道は、都道5号新宿青梅線（青梅街道、新青梅街道）、都道44号瑞穂富岡線（岩蔵街道）の2路線が、一般都道は、都道166号瑞穂あきる野八王子線（東京環状：旧国道16号）、都道163号羽村瑞穂線（羽村街道）、都道179号所沢青梅線、都道218号二本木飯能線、都道219号狭山下宮寺線の5路線が縦横に走っている。

また、首都圏中央連絡自動車道青梅インターチェンジに近いことから、首都圏の広域ネットワークの一部を形成している。

一方、町の南側に横田基地が所在することから、南側での東西の移動に制約を受けている。

【道路の状況】

区分	路線数	道路延長 (m)	道路面積		舗装率			
			面積 (m ²)	比率 (%)	面積 (m ²)	比率 (%)	延長 (m)	比率 (m)
国道	1	5,820	162,871	－	162,871	100.0	5,820	100.0
都道	7	17,938	257,377	－	242,761	94.3	17,938	100.0
町道	1,003	219,859	1,051,635	－	845,101	80.4	141,555	64.4
合計	1,011	244,443	1,471,629	8.7	1,265,095	86.0	166,129	68.0

※道路面積の比率は、町面積に対する割合

(道路現況調査)

(6) 鉄道およびバス

八王子と高崎を結節するJR八高線が通じており、駅は1駅（箱根ヶ崎駅）存在する。

なお、JR八高線は、平成8年に八王子－高麗川間が電化され、現在では川越－八王子を直通で結節している。箱根ヶ崎駅の1日平均乗車人員は、近年増加傾向にあり、平成30年には約4,500人まで増加したが、令和2年は新型コロナウイルスの影響で約3,300人まで減少した。その後は増加し、令和4年には約3,800人まで回復した。

瑞穂町内の路線バスは、都営バス、立川バス、西武バスが運行しており、JR箱根ヶ崎駅を中心に立川、青梅、羽村、福生、小平、入間方面と接続している。

また、令和3年10月からコミュニティバスの実証実験運行を開始した。

(7) 消 防

瑞穂町消防団事務および消防水利事務を除く消防事務を東京消防庁に委託している。

(8) 横田基地

在日米軍司令部および航空自衛隊航空総隊司令部が所在する横田基地が南部に所在し、瑞穂町の総面積の12.5%にあたる2.101km²を提供している。

米軍としては、在日米軍司令部が所在するとともに、本州では最大の空軍基地であり、極東地域全体の輸送中継ハブ基地としての機能を有する。

自衛隊としては、航空自衛隊総隊司令部が所在し、日本の防衛の航空作戦の中核になうとともに、日米相互運用性の向上に取り組んでいる。

3 瑞穂町の課題

武力攻撃災害時においては、箱根ヶ崎駅の周辺、箱根ヶ崎の人口集中地区、新青梅街道および国道 16 号の主要な道路が走る地域など、社会的混乱を招くおそれがある場所を特に配慮する必要がある。

また、武蔵野地区の人口密度が高い地域があることを考慮し、混乱が生じないように、周辺地域と十分な連携をはかりながら、訓練や救援などの対策を検討して国民保護措置の実施にあたっていく必要がある。

さらに、瑞穂町の南側は横田基地により東西の移動が制限されているため、避難や救援など横田基地と連携した対応が必要である。

第 5 章 瑞穂町国民保護計画が対象とする事態

瑞穂町国民保護計画においては、以下のとおり武力攻撃事態および緊急対処事態を対象とする。

1 想定する事態類型

武力攻撃事態は 4 類型、緊急対処事態は 4 類型を想定する。

その際、それぞれの類型において、NBC 兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることを考慮する。

※NBC:N (核 Nuclear)、B (生物 Biological)、C (化学剤 Chemical)

事 態	事態類型
武力攻撃事態	(1) 着上陸侵攻 (2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃 (3) 弾道ミサイル攻撃 (4) 航空攻撃
緊急対処事態	(1) 危険物質を有する施設への攻撃（原発、石油コンビナート等） (2) 大規模集客施設※への攻撃（ターミナル駅、列車等） (3) 大量殺傷物質による攻撃（炭疽菌、サリン等） (4) 交通機関を破壊手段とした攻撃（航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ等）

※ターミナル駅、大規模商業施設、文化・スポーツ施設など不特定多数の人が集まる施設

2 武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

類型ごとの主な特徴は、以下のとおりである。

事態の類型	特 徴
1 着上陸侵攻 ・多数の船舶等をもって海岸部に直接上陸して、我が国の領土を占領する攻撃	《攻撃となりやすい地域》 ・上陸用の小型船舶が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすい。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 《想定される主な被害》 ・主として、爆弾、砲弾による家屋・施設の破壊や火災が考えられ、石油コンビナート等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が予想される。 《被害の範囲・期間》

	・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 《事態の予測・察知》 ・攻撃国の船舶・戦闘機の集結の状況や進行方向などから、事前予測が可能である。
2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ・比較的少数の特殊部隊を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺などを実施する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 ・都市部の政治経済の中核や鉄道、橋りょう、ダム、原子力事業所などが目標となりやすい。 《想定される主な被害》 ・少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊が考えられる。 《被害の範囲・期間》 ・被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生も予想される。 《事態の予測・察知》 ・警察、自衛隊による監視活動により、その兆候の早期発見に努めるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。
3 弾道ミサイル攻撃 ・弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 《想定される主な被害》 ・通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され、家屋・施設の破壊や火災が考えられる。 《被害の範囲・期間》 ・弾頭の種類（通常弾頭またはNBC弾頭）により、被害の様相および対応が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 《事態の予測・察知》 ・発射後、短時間で我が国に着弾することが予想される。
4 航空攻撃 ・爆撃機および戦闘機で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 ・予め攻撃目標を特定することは困難である。 ・都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも予想される。 《想定される主な被害》 ・通常弾頭の場合には、家屋・施設の破壊や火災が考えられる。 《被害の範囲・期間》 ・航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 《事態の予測・察知》 ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

3 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、または明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

類型ごとの主な特徴は、以下のとおりである。

事態の類型	特 徴
1 危険物質を有する施設への攻撃	・ 原子力事業所が攻撃を受け破壊された場合、大量の放射性物質等が放出され周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。 ・ 石油コンビナートや可燃性ガス貯蔵施設などが攻撃を受けた場合、爆発および火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどが被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ・ 危険物積載船が攻撃を受けた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾および航路の閉塞や海洋資源の汚染など社会経済活動に支障が生ずる。 ・ ダムが破壊された場合、下流に及ぼす被害（水害）は多大なものとなる。
2 大規模集客施設等への攻撃	・ 大規模集客施設や列車などの爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害が多大なものとなる。
3 大量殺傷物質による攻撃	・ 4 NBCを使用した攻撃と同様の被害が発生させる。
4 交通機関を破壊手段とした攻撃	・ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ・ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。 ・ 爆発や火災などの発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインが被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

4 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態および緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃（核等または生物剤もしくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。

類型ごとの主な特徴は、以下のとおりである。

事態の類型	特 徴
1 核兵器等	・当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風および初期放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって被害が生ずる。 ・ダーティボムは、爆発と放射性の物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ・放射性物質または放射線の存在は五感では感知できない。 ・原因となる放射性物質や放射線種の特定が困難である。
2 生物兵器	・人に知られることなく散布することが可能である。 ・生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生するおそれがある。 ・生物兵器としては、一般的に、天然痘や炭疽菌、ペストなどがあげられている。
3 化学兵器	・急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。 ・建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ・地形・気象の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をほうように広がる。 ・特有のにおいがあるもの、無臭のものなど、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ・化学兵器としては、一般的に、サリンやVXガス、マスタードガス、イペリットなどがあげられている。

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織および体制、職員の配置および服務基準の整備をはかる必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務や職員の参集基準などについて定める。

1 町の各課（局・館）における平素の業務

町の各課（局・館）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

部	担当課	平素の業務
協働推進部	安全・安心課	・国民保護に関する総合調整に関すること ・国民保護協議会の運営に関すること ・国民保護計画の見直し、変更に関すること ・国民保護対策本部の体制の整備に関すること ・通信体制の整備（他課に属するものを除く）に関すること ・都、近隣市町村その他関係機関との連絡体制の整備に関すること ・警報、避難の指示、緊急通報の内容の伝達および救援体制の整備に関すること ・安否情報の収集および提供体制の整備に関すること ・被災情報の収集および提供体制の整備に関すること ・避難住民の搬送および救援物資の運送に関すること ・物資および資材の備蓄に関すること ・瑞穂町消防団および自主防災組織の充実活性化に関すること ・研修、訓練に関すること ・特殊標章等の交付および管理に関すること ・国民保護に関する啓発に関すること ・自主防災組織の支援に関すること
	協働推進課	・町内会・自治会との情報連絡体制の整備に関すること ・町民会館、地区会館およびコミュニティセンターの避難等に関すること
	産業経済課	・食料および生活必需品の調達ならびに輸送体制の整備に関すること ・農地および農業施設の把握・対策に関すること ・農業団体および商工業団体との連絡体制の整備に関すること
企画部	企画政策課	・要配慮者（外国人）の支援に関すること
	デジタル推進課	・国民保護に関する広報および公聴体制の整備に関すること ・報道機関との連絡に関すること

	総務課	・職員の研修に関すること ・職員の服務および動員の調整に関すること
	財政課	・国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること ・町有財産の管理、保守に関すること ・町有車両の管理に関すること ・国民の権利利益の救済に関する手続きの整備に関すること ・契約に関すること
住民部	住民課	・遺体の処理、埋葬体制の整備に関すること
	税務課	・町税の賦課徴収に関すること
	環境課	・環境保全および公害防止指導に関すること ・犬登録、美化運動、空き地の管理の適正化に関すること ・廃棄物の処理に関すること ・し尿およびゴミ処理に関すること
福祉部	福祉課	・要配慮者（障がい者）の安全確保および支援体制の整備に関すること ・救援体制の整備に関すること ・ボランティア等の情報連絡体制の整備に関すること
	子育て応援課	・要配慮者（幼児）の安全確保および支援体制の整備に関すること ・救援体制の整備に関すること
	高齢者福祉課	・要配慮者（高齢者）の安全確保および支援体制の整備に関すること ・救援体制の整備に関すること
	健康課	・医療体制の整備に関すること ・医薬品の備蓄、調達体制の整備に関すること ・要配慮者（乳幼児・妊婦）の安全確保および支援体制の整備に関すること
都市整備部	都市計画課	・都市計画施設の防災に関すること ・住宅の整備に関すること ・緊急輸送道路に関すること ・公共交通機関との連絡調整に関すること
	交通政策モノ レール推進課	・公共交通機関との連絡に関すること
	建設課	・公共建築物等の防災に関すること ・土木資材の調達体制の整備に関すること ・建設業および土木業団体との連絡体制の整備に関すること
	下水道課	・下水道施設の保全、予防対策に関すること
会計課		・経費の出納に関すること
教育部	学校教育課	・学校施設の警戒等の予防対策に関すること
	教育指導課	・児童・生徒の安全確保に関すること
	社会教育課 図書館	・社会教育施設の警戒等の予防対策に関すること ・文化財の保護に関すること
議会事務局		・瑞穂町議会との連絡調整に関すること

2 町職員の参集基準等 【法第41条】 【基本指針】

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、初動対応に万全を期するため、職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確保

町は、武力攻撃等が発生した場合、東京消防庁（消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて、速やかに瑞穂町長および国民保護担当職員に連絡がとれるよう24時間即応可能な体制を確立する。

(3) 町の体制および配備態勢

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備する。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体 制
事態認定無	全庁的な対応は不要だが、情報収集・分析の対応が必要な場合		①危機情報収集体制
	全庁的に情報の収集・分析、対応策の検討が必要な場合		②緊急事態連絡室体制
	原因不明の事案が発生し、その被害が災害対策基本法上の災害に該当して、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合		④災害対策本部体制
事態認定有	瑞穂町に国民保護対策本部設置の通知がない場合	全庁的な対応は不要だが、情報収集・分析の対応が必要な場合	①危機情報収集体制
		全庁的に情報の収集・分析、対応策の検討が必要な場合	②緊急事態連絡室体制
	瑞穂町に国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	瑞穂町国民保護対策本部を設置し、国民保護措置を実施	③国民保護対策本部体制

【配備態勢】

国民保護の体制	想定する状況	配備態勢 【該当する災害対策本部の配備態勢】
①危機情報収集体制	事態発生を認識し、必要な情報を収集し、対策を検討する。 危機管理官が招集し、総括する。	・危機管理官または安全・安心課長 ・必要な安全・安心課職員および企画政策課企画推進係長（情報総括担当）、状況によりデジタル推進課長、建設課長が指名する者 【第1非常配備態勢（甲）】
②緊急事態連絡室体制	住民の避難に拡大するおそれがある場合、全庁的に職員を動員し、対策を検討・実施する。 瑞穂町長が招集し、総括する。	・企画部長、協働推進部長、都市整備部長 ・必要な安全・安心課職員 ・企画政策課長、デジタル推進課長、総務課長、財政課長、都市計画課長、交通政策モノレール推進課長、建設課長、建設課維持管理係長、下水道課長 ・その他各部課長が指名する者 ・状況により避難所配備要員 ・指定する総合調整所要員 【第1非常配備態勢（乙）】
③国民保護対策本部体制	指定の通知を受けて瑞穂町国民保護対策本部を設置し、全庁で国民保護措置に対応する。 瑞穂町長が招集し、総括する。	全職員（各部長が認める者を除く。） 【第3非常配備態勢】
④災害対策本部体制	指定の通知は未だないが、事態の発生を認識し、全庁的な対策を検討・実施する。事態により配備態勢を判断する。 瑞穂町長が招集し、総括する。	各部長が指名する者または全職員（各部長が認める者を除く。） 【第2または第3非常配備態勢】

（4）職員の連絡手段の確保

町の幹部職員および国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話やメールなどによる連絡手段を確保する。

（5）職員の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員および国民保護担当職員が、交通の途絶や被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

（6）瑞穂町国民保護対策本部（以下「瑞穂町対策本部」という。）の予備施設の確保

町は、瑞穂町対策本部を役場庁舎内に設置できない場合、スカイホールを予備施設に定める。

建物の被災により役場またはスカイホール共に使用不能の場合は、近隣の使用可能な施設の使用、またはテントの仮設により、瑞穂町対策本部を設置する。

(7) 職員の服務基準

町は、(3)の体制①～④ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

3 消防の初動体制の把握

(1) 東京消防庁（消防署）の初動体制の把握

町は、東京消防庁（消防署）からの情報を受け、その初動体制を把握する。

(2) 瑞穂町消防団の充実・活性化の推進

町は、地域住民の瑞穂町消防団への参加促進や広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設および設備の整備の支援などの取組を積極的に行い、瑞穂町消防団の充実・活性化をはかる。

また、瑞穂町消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に瑞穂町消防団が参加できるように調整する。

4 国民の権利・利益の救済に係る手続 【法第6条】 【基本指針】

町は、国民の権利・利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、担当課を下記のとおり定める。

【国民の権利・利益の救済に係る手続項目一覧】

手続項目		担当課
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関すること（法第 81 条第 2 項）	企画政策課
	特定物資の保管命令に関すること（法第 81 条第 3 項）	デジタル推進課
	土地等の使用に関すること（法第 82 条）	
	応急公用負担に関すること（法第 113 条第 1 項・第 5 項）	
	車両等の破損措置に関すること （法第 155 条第 2 項において準用する災害対策基本法第 76 条の 3 第 2 項後段）	財政課
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの（法第 70 条第 1 項・第 3 項、第 80 条第 1 項、第 115 条第 1 項、第 123 条第 1 項）	
	医療の実施の要請によるもの（法第 85 条第 1 項・第 2 項）	
不服申立てに関すること（法第 6 条、第 175 条）		総務課
訴訟に関すること（法第 6 条、第 175 条）		

※表中では国民保護法を「法」と略す。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方 【法第35条第3項】

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、都、他の区市町村（埼玉県のパ隣接市を含む）、指定公共機関および指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画および国民保護業務計画との整合性を確保する。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けることにより、関係機関の意思疎通をはかり、ネットワークを構築する。

その際、瑞穂町国民保護協議会を活用することにより、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(4) 防衛行動と住民避難との錯綜防止

町は、自衛隊の武力攻撃の排除措置のための部隊が瑞穂町内に集中した場合、その措置行動と住民避難等の国民保護措置の錯綜を避けるため、平素から瑞穂町国民保護協議会の委員に任命された自衛隊員を通じて情報収集や意見交換を行うなど、連携強化をはかる。

(5) 横田基地との連携

町は、平素および事態発生時の連絡調整や連携の在り方について、国と米軍の協議結果を踏まえ、次に掲げる5項目を中心として、北関東防衛局を通じ、都とともに横田基地と必要な調整を行う。

ア 都と基地との連絡調整窓口の設置

イ 基地内の米軍関係者や日本人従業員に対する警報等の伝達、避難誘導

ウ 事態発生時における情報交換（基地からの情報提供を含む）

エ その他避難、救援に関する意見交換の実施

オ 道路渋滞などにより通行が困難な場合の基地内の通行

2 都との連携 【法第35条第5項・8項】

(1) 都との情報共有

町は、国民保護措置の実施の要請などが円滑に実施できるよう、都と必要な連携をはかるとともに、警報の内容や避難経路、運送手段など避難・救援の方法に関し、都

と緊密に情報を共有する。

(2) 瑞穂町国民保護計画の都への協議

町は、都の行う国民保護措置と町を行う国民保護措置との整合性を確保するため、適宜に協議を行う。

(3) 町と都の役割分担

町は、救援や安否情報の収集・提供などの措置について都と協議し、役割分担を明らかにする。

(4) 警察との連携

町は、避難住民の誘導を円滑に行い、町が管理する道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供するため、警察と必要な連携を行う。

(5) 消防との連携

町は、避難住民の円滑な誘導を行うため、東京消防庁と緊密に連携する。

3 近隣市町村との連携 【法第35条第4項・第8項】

(1) 近隣市町村との連携

町は、近隣市町村の国民保護計画の内容について協議するとともに、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定について必要な見直しを行なう。

特に、横田基地周辺の市とは平素および事態発生時を通じた横田基地との連絡調整に関して緊密な連携をはかる。

(2) 事務の一部の委託のための準備

町は、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近隣市町村と平素から意見交換を行う。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関との連携

町は、区域内の指定公共機関と緊密に連携する。

(2) 医療機関との連携

町は、都と協力して災害拠点病院や医師会などとの連絡体制を確立するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、医療機関との連携をはかる。

また、特殊災害へ迅速に対応するため、(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 事業所等との連携

町は、都および関係機関と協力し、瑞穂町の事業所に対し武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組に支援を行うよう努めるとともに、企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携を確保する。

5 事業所に対する支援

町は、東京消防庁が実施する事業所の施設管理者および事業者に対する火災や地震などのための既存のマニュアルを参考にした避難誘導計画の作成指導について、必要に応じて協力する。

6 自主防災組織等に対する支援 【法第4条第3項】

(1) 自主防災組織に対する支援

町は、自主防災組織のリーダー等に対する研修を通じて、国民保護措置を周知するとともに、自主防災組織相互間、瑞穂町消防団および町との間の連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、自主防災組織が行う消火や救助・救援のための施設および設備の充実をはかる。

その際、消防署は、町が行う自主防災組織に対する指導および訓練に協力し、火災や地震などの対応に準じた避難要領などの啓発を行う。

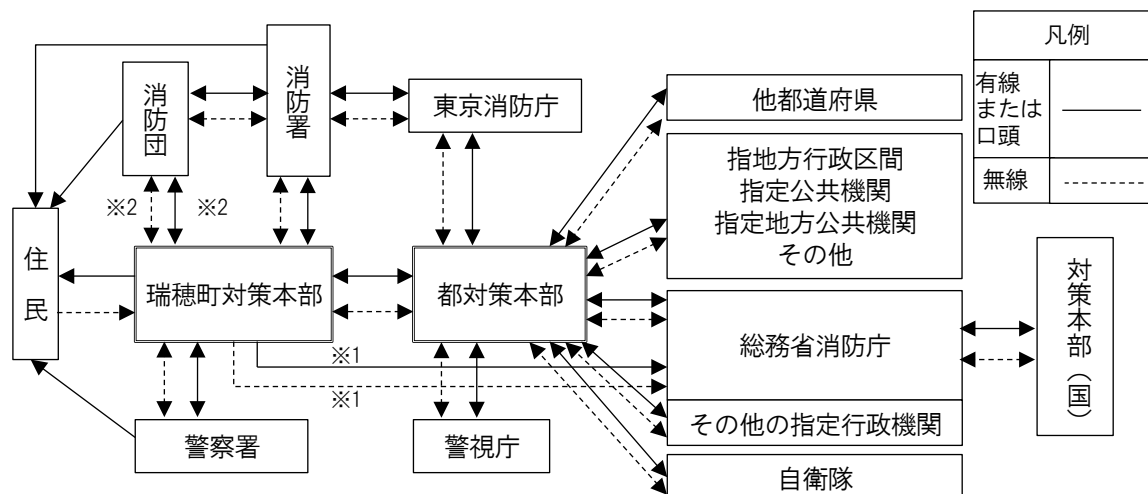
(2) ボランティア団体等に対する支援

町は、日本赤十字社や社会福祉協議会その他のボランティア関係団体などとの連携をはかり、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境を整備する。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制について定める。

【通信連絡系統図】



※1 武力攻撃災害等の状況により都対策本部に報告できない場合

※2 市町村の場合

1 非常通信体制の整備 【基本指針】

町は、通信連絡手段の多重化や停電に備えた非常用電源の確保など、地域防災計画における体制を活用し、夜間・休日を含めて都および関係機関と通信連絡ができる非常通信体制を確立する。

2 通信連絡訓練の実施 【基本指針】

町は、通信ふくそうや通信連絡手段の途絶、非常用電源の利用などを想定した関係機関との情報連絡、地域住民への情報伝達、避難施設との通信の確保など、実践的な訓練を実施する。

第4 情報収集・提供体制の整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供や警報の通知・伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理などを行うため、情報収集・提供体制の整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方 【基本指針】

(1) 全 般

町は、関係機関および住民に対し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じた防災行政無線、緊急速報メール、町メール配信サービス、ホームページ、SNS などを活用して、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報を適時かつ適切に提供するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

町は、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集・整理および提供、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の充実に当たっては、災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理および整備を行う。

【非常通信体制の充実に向けた留意事項】

施設・設備面	情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いおよび機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制を構築する。
	武力攻撃による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系や地上系・衛星系などによる伝送路の多ルート化）や関連機器装置の二重化など、障害発生時における通信連絡手段を多重化する。
	都と連携し、無線通信ネットワークの整備拡充の推進および相互接続によるネットワーク間の連携をはかる。
	非常通信設備を定期的に点検する。
運用面	平素および夜間・休日における情報収集・連絡体制を確立する。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信ふくそう時および途絶時ならびに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した

関係機関との実践的通信訓練の実施をはかる。
通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情などを想定し、実施時間、電源の確保の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制の改善を行う。
無線通信系の通信ふくそう時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で防災行政無線を活用した運用方法について十分な調整をはかる。
担当職員の役割・責任を明確化するとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制を構築する。
住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線や瑞穂町消防団広報車、青色回転灯装備車両（以下「広報車」という。）などを活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人など情報の伝達に際し配慮を要する者に対しても確実に情報を伝達できるよう体制の整備をはかる。

（3）情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集・蓄積および更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティーに留意しつつデータベース化に努める。

2 警報の伝達に必要な準備 【法第47条第1項・第51条第1項】 【基本指針】

（1）警報の伝達体制の整備

ア 警報の伝達は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じた防災行政無線、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、ホームページ、SNSをはじめ多様な手段を活用し、警報や避難の指示を迅速かつ的確に伝達するための仕組みや協力関係を構築する。

イ 町は、都知事から警報の通知があった場合、住民および関係団体への伝達方法についてあらかじめ定めておくとともに、住民および関係団体に伝達内容が行き渡るよう事前に説明および周知をはかる。

その際、民生委員や児童委員、社会福祉協議会などとの協力体制を構築し、高齢者や障がい者などに対する伝達に配慮する。

ウ 町は、その職員を指揮し、瑞穂町消防団および自主防災組織の協力を得て、住民に警報を伝達できるよう体制を整備する。

（2）警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。

（3）大規模集客施設に対する警報の伝達体制の確立

ア 町は、施設の管理者の連絡先を把握し、情報伝達網を確立する。

イ 町は、都および消防署が大規模集客施設の管理者に対して、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供や避難誘導体制の整備などを指導・助言する際、積極的に協力する。

(4) 事業者からの協力

町は、「共助」の活動の実施が期待される事業者が警報の内容の伝達や住民の避難誘導などを主体的に実施できるよう、都と連携して各種取組を推進する。

3 安否情報の収集等に必要な準備 【法第94条第1項】

(1) 安否情報収集等のための体制整備

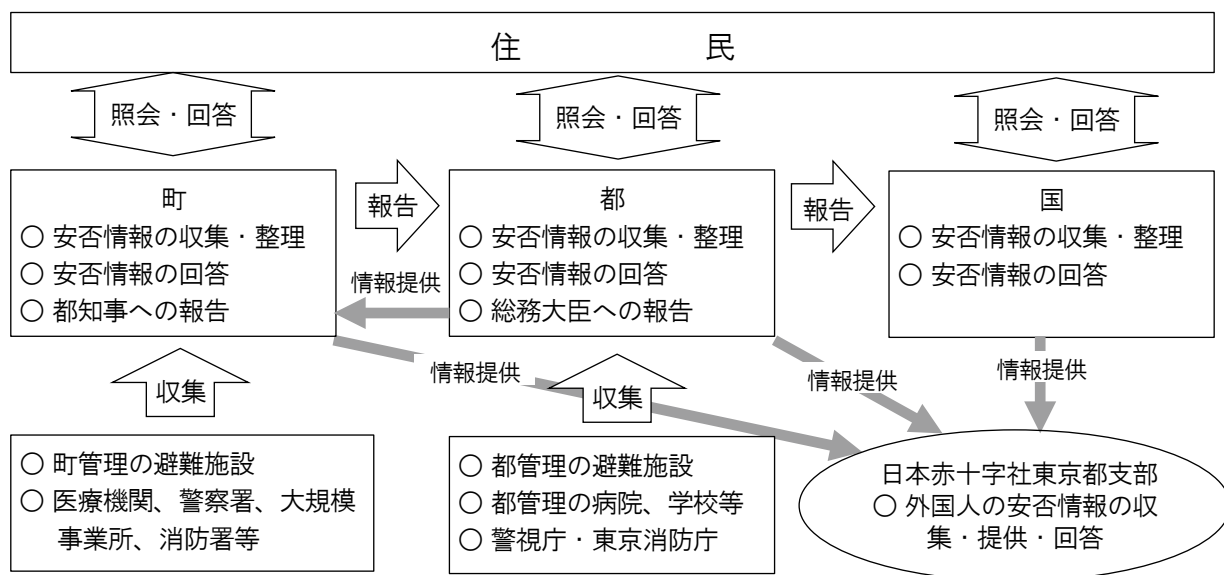
町は、安否情報を円滑に収集、整理、報告および提供するため、その責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行う。

また、都と安否情報の収集・回答部署や責任者などの情報を共有し、相互の協力体制を確保する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|--|
| <p>ア 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <ul style="list-style-type: none">(ア) 氏名（読み仮名）(イ) 出生の年月日(ウ) 男女の別（ただしLGBTQに配慮する。）(エ) 住所(オ) 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）(カ) (ア)～(イ)のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）(キ) 負傷（疾病）の該当およびその状況(ク) 現在の居所(ケ) 連絡先その他必要情報(コ) 親族・同居者への回答の希望(サ) 知人への回答の希望(シ) 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答または公表の同意 <p>イ 死亡した住民</p> <ul style="list-style-type: none">（上記(ア)～(カ)に加えて）(ア) 死亡の日時、場所および状況(イ) 遺体が安置されている場所(ウ) 連絡先その他必要情報(エ) 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答の同意 |
|--|

【安否情報の収集、提供の概要】



(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、以下の都との役割分担により、医療機関や大規模事業所、諸学校などの安否情報を保有するとともに、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料に基づいてあらかじめ把握する。

【都との役割分担】

安否情報の収集は、住民に関する情報を有する瑞穂町が行うことを基本とし、都は、都の施設からの収集を補完的に対応する。	
瑞穂町	・避難施設 ・小・中学校 ・医療機関、警察署、消防署、大規模事業所
都	・都管理の避難施設、都の施設（病院、学校等） ・警視庁、東京消防庁

(3) 住民への周知

町は、避難時に氏名および身分を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、写真付きの社員証等）を携行するよう、住民に周知する。

(4) 安否情報システムの活用

町は、安否情報の収集・報告および提供を行うため、「武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（安否情報システム）」を活用する。

4 被災情報の収集および報告に必要な準備 【基本指針】

(1) 情報収集および連絡体制の整備

町は、被災情報（以下参照）の収集・整理および都知事への報告を適時適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告システムを踏まえ、必要な体制を整備する。

【収集・報告すべき被災情報】

- ア 武力攻撃災害の発生日時・場所
- イ 発生した武力攻撃災害の概要
- ウ 人的・物的被害状況
 - (ア) 死者、行方不明者、負傷者
 - (イ) 住宅被害
 - (ウ) その他必要な事項
- エ 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

(2) 報告様式の掌握

町は、都で定められた報告様式を掌握し、適時に報告する準備を行う。

第5 特殊標章等の交付または使用許可に係る体制の整備

町は、武力攻撃事態等において、ジュネーヴ諸条約および第一追加議定書に規定する特殊標章および身分証明書（以下「特殊標章等」※という。）を交付する。

このため、これらの標章等の交付に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定める。

※特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務または協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者およびこれらの者が行う職務等に使用される場所もしくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約および第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等 【法第157条第1項、第158条第1項】

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章
（オレンジ色地に青の正三角形）

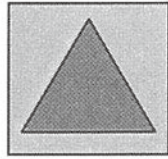
(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

第2編 平素からの備え
第1章 組織・体制の整備



(オレンジ色地に
青の正三角形)

 (この証明書を交付等する許可 権者の名を記載するための余 白) 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護に係る職務等を行う者用 For civil defence personnel 氏名/name _____ 生年月日/Date of birth _____ この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____ 交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____ 有効期間の満了日/Date of expiry _____		身長/Height _____	目の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
		その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information 血液型/Blood type _____ _____ _____		
		所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
		印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(身分証明書のひな型)

2 交付要綱の作成

町は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)に基づき具体的な交付要綱を作成する。

3 特殊標章等の作成・管理

町は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要がある場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

第6 研修および訓練

町職員は、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、町における研修および訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研 修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校や市町村職員中央研修所、東京都市町村職員研修所などの研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の

研修機会を確保する。

(2) 職員の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、都が作成する国民保護に関する教材や資料なども活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、瑞穂町消防団員および自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニングを活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

町は、危機管理に関し知見を有する都・東京消防庁・警視庁の職員や自衛隊員、学識経験者、研究者などの外部の人材を、積極的に講師に活用する。

2 訓 練 【法第42条第1項・第3項】 【基本指針】

(1) 瑞穂町における訓練の実施

町は、近隣市町村（埼玉県との隣接市を含む）や都、国など関係機関と協働して、住民、地域の団体および事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処要領を普及する。

訓練の実施に当たっては、警察や消防、自衛隊などとの連携をはかり、武力攻撃災害への対応や広域にわたる避難など実践的な状況を作とする。

(2) 訓練の形態および項目

訓練を計画するに当たっては、実動訓練や図上訓練など、実際の行動および判断を伴う実践的な訓練に努める。

ア 瑞穂町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練および瑞穂町対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練および被災・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練および救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 町は、町内会・自治会および自主防災組織と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼び掛け、訓練の普及啓発に努めるとともに、訓練の開催時期・場所は、住民の参加が容易となるように配慮する。

イ 町は、住民の避難誘導や救援などに当たっては、町内会・自治会および自主防災組織へ協力を求め、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確に対応する。

ウ 町は、訓練実施時に第三者の参加を求め、客観的な評価をいただく。

エ 町は、避難訓練時における交通規制の実施について、警察に申請し、その実施要領を調整する。

オ 町は、都および東京消防庁（消防署）と協力し、学校や駅、大規模集合住宅、事業所など、多数の者が利用または居住する施設の管理者に対し、火災や地震などの計画およびマニュアルに準じて、警報の内容および避難誘導を適切に行うために要となる訓練の実施を要請する。

(4) 訓練結果の計画への反映

町は、訓練の結果について、参加者から意見を聴取するなど客観的な評価を行い、教訓および課題を明らかにした上で、国民保護計画の見直しおよびマニュアル等の整備に反映させる。

第2章 避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保や情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項 【基本指針】

（1）基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うために、住宅地図や道路網のリスト、避難施設のリストなど必要な基礎的資料を準備する。

【瑞穂町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- ア 住宅地図
人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
- イ 区域内の道路網のリスト
避難経路として想定される国道、都道、町道の道路のリスト
- ウ 輸送力のリスト
鉄道やバスなどの運送事業者輸送力のデータ
- エ 避難施設のリスト
避難住民の収容能力および屋内外の別についてのリスト
- オ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト
- カ 生活関連等施設のリスト
避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの
- キ 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- ク 町内会・自治会および自主防災組織の連絡先一覧
代表者の自宅および勤務先の住所、連絡先
- ケ 消防機関のリスト
東京消防庁、第九消防方面本部、福生消防署、瑞穂町消防団本部の連絡先
- コ 避難行動要支援者名簿

（2）近隣市町村との連携の確保

町は、瑞穂町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から近隣市町村（埼玉県の隣接市を含む）と想定される避難経路や相互の支援の在り方などについて意見交換を行い、また、訓練を行うことにより、緊密な連携を確保する。

なお、町は埼玉県の前接市との連携に際し、都が近隣県と行う情報共有体制および八都県市における相互応援体制の整備動向を踏まえた連携体制を確保する。

（3）要配慮者※への配慮

町は、高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な者の避難について、避難行動要支援者名簿を活用して、要配慮者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、安全・安心課、福祉課、高齢者福祉課および総合調整所における医療救護・災害時要配慮者支援調整 Gp により、社会福祉協議会、避難支

援者などと連携した対応ができるように留意する。

また、関係機関や自主防災組織、地域住民などの協力を得て、地域の協力体制づくりに努める。

※要配慮者

高齢者や障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など、防災施策において特に配慮を要するもの。

(4) 民間企業からの協力の確保

町は、平素から都と連携し、民間企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入れについて、都と連携しその協力の確保に努める。

(5) 事業所との連携

町は、大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合には、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練などを通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設との連携

町は、平素から都と連携し、大規模集客施設での避難が円滑に行われるよう、情報伝達体制を確立し、避難要領を説明するなど施設管理者との連携に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成 【法第61条第1項】 【基本指針】

町は、都による支援を受け、関係機関（瑞穂町の各執行機関、消防、警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成した「避難実施要領のパターン」作成の手引き（平成23年10月）を参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）や観光客および昼間人口の存在、混雑および交通渋滞の発生状況、要配慮者の避難方法などを配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

町は、地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備

町は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 避難所運営委員会の設置等

町は、災害時の避難所運営マニュアルを参考に、施設管理者および自主防災組織を交えた運営委員会を設置するほか、避難所内避難住民やボランティアなどとの協力体制を構築し、管理・運営体制の充実をはかる。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握

【法第71条第1項、第79条第1項】【基本指針】

町は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握、輸送施設に関する情報を把握するとともに、避難住民および緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力および輸送施設に関する情報の把握

町は、都が保有する瑞穂町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力および輸送施設に関する情報を共有する。

【輸送力および輸送施設に関する情報】

ア 輸送力に関する情報

- ・保有車輛（鉄道、定期・路線バス等）の数、定員
- ・本社および支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

イ 輸送施設に関する情報

- ・道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等）
- ・鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先等）

(2) 運送経路の把握

町は、武力攻撃事態等における避難住民の搬送および緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する瑞穂町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資の運送体制の把握・整備

町は、都からの緊急物資の配送を受けるための拠点の設定や各避難所への運送など、緊急物資の運送体制を把握し、整備する。

5 避難施設の指定への協力

町は、都が行う避難施設の指定に際して、施設の収容人数や構造、保有設備などの必要な情報を提供し、都に協力する。

【避難施設の区分（都国民保護計画より）】

区分	用途	施設（例示）
避難所	避難住民が避難生活をする場所、または避難・退避の指示の際に一時的に避難する場所	・小、中、高等学校 ・公民館 ・体育館
二次避難所	自宅、避難所での生活が困難で、介護サービスを必要とする高齢者および障がい者その他特に配慮を必要とする者を一時的に受け入れ、保護する場所	・社会福祉施設
避難場所	武力攻撃災害等により発生した大規模な火災からの一時的に避難するオープンスペース	・都立公園 ・河川敷

町は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベースにより都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して避難施設の場所や連絡先など、迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

6 生活関連等施設の把握 【基本指針】

(1) 生活関連等施設の把握

町は、瑞穂町に所在する生活関連等施設を把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。

また、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類および所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	国土交通省、環境省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物および劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬・劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 町が管理する公共施設における警戒

町は、その管理に係る公共施設、公共交通機関について、特に情勢が緊迫している場合において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警察と連携して警戒等の措置を実施する。

第3章 物資および資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資および資材について、以下のとおり定める。

1 町における備蓄 【法第142条】 【基本指針】

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難および避難住民の救援に必要な物資・資材については、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

(2) 必要な物資および資材

町は、必要となる物資および資材については、都および関係機関の整備状況をふまえ、あらたに備蓄または調達を検討する。

(3) 都および他の区市町村との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資および資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、必要な物資および資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者などとの間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 町が管理する施設・設備の点検整備 【基本指針】

(1) 施設・設備の点検整備

町は、国民保護措置の実施も念頭におきつつ、その管理する施設・設備について点検整備する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

町は、下水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化や拠点の分散、代替施設の整備などによる代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備

町は、武力攻撃災害による被害の復旧を的確かつ迅速に実施するため、地籍調査の成果や不動産登記その他土地および建物に関する権利関係を証明する資料などについて、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存をはかる。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発および武力攻撃事態等において住民がとるべき行動に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、都および関係機関と連携して、住民、地域の団体および事業者に対し、広報紙やパンフレット、ホームページ、SNSなどの様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性を継続的に啓発するとともに、住民向けの研修会や講演会などを実施する。

また、要配慮者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど対象者の実情に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、防災に関する啓発と連携し、瑞穂町消防団および自主防災組織の特性を活かしつつ、住民への啓発を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

町は、都と連携し、事業所内に逃げ込む住民の受入れなど緊急時の協力について、瑞穂町の事業者の理解を得るように努める。

(4) 学校における教育

瑞穂町教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒の安全の確保および災害対応能力育成のため、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成などの教育を行う。

2 住民がとるべき行動に関する啓発

(1) 町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の通報義務や不審物を発見した場合の施設管理者に対する通報の方法などについて、啓発資料を活用して住民への周知をはかる。

(2) 町は、都および国が作成する啓発資料を活用し、都と協力して、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校などの施設管理者による適切な避難行動および避難誘導について周知をはかる。

(3) 町は、日本赤十字社や都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

3 赤十字標章等および特殊標章等に関する普及・啓発

町は、都および他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等および特殊標章等の使用の意義や使用に当たっての濫用防止などについて、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立および初動措置

多数の死傷者が発生し、建造物が破壊されるなど具体的な被害が発生した場合、当初は、その被害の原因が明らかではないことが予想され、町は武力攻撃事態等および緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体および財産の保護のため、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の区市町村において攻撃が発生している場合および何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事態発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要になる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、町の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における瑞穂町緊急事態連絡室の設置および初動措置

【法第29条第11項】

(1) 瑞穂町緊急事態連絡室の設置

ア 町は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合、速やかに、都、警察および消防に連絡を行うとともに、瑞穂町緊急事態連絡室を設置する。

なお、住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を瑞穂町長および幹部職員に報告する。

イ 瑞穂町緊急事態連絡室は、警視庁および東京消防庁、その他関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国や都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関などの関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、瑞穂町緊急事態連絡室を設置した旨について、都に連絡する。

この場合、瑞穂町緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集および提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

ウ 町は、瑞穂町対策本部の設置指定前において、原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合、瑞穂町災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を行う。

(2) 初動措置の確保

ア 町は、瑞穂町緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察や消防などの活動状況を踏まえ、必要により、瑞穂町災害対策本部を設置し、災害対策基本法に基づく避難の指示や警戒区域の設定、救急救助などの応急措置を行う。

また、町は、国および都から入手した情報を各機関へ提供する。

イ 町は、警察官職務執行法に基づき警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定および消防法に基づき消防吏員が行う火災警戒区域または消防警戒区域の設定が円滑に行われるよう、緊密な連携をはかる。

ウ 政府による事態認定がなされ、町に対し瑞穂町対策本部の設置の指定がない場合、町は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示や警戒区域の設定、瑞穂町対策本部の設置要請などの措置を行う。

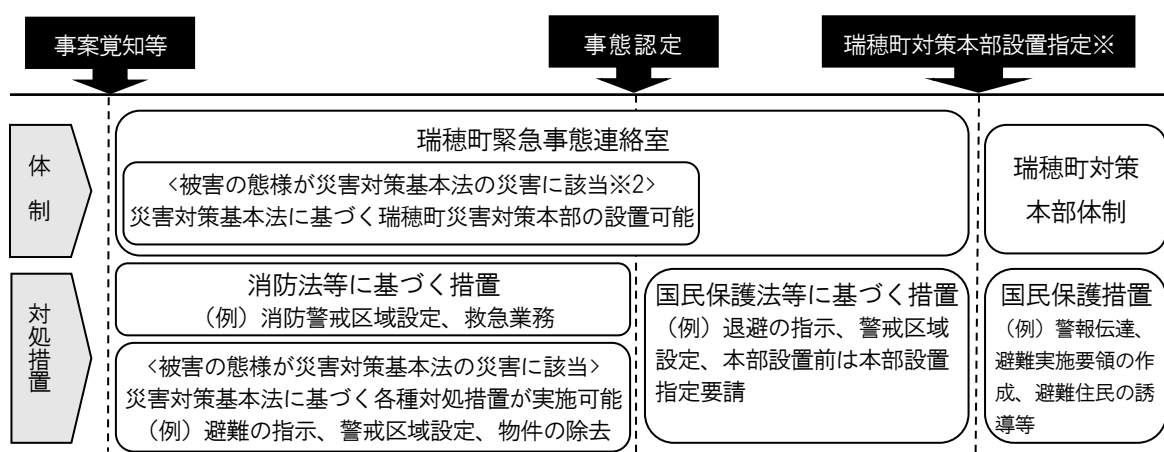
(3) 関係機関への支援の要請

町は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都、他の区市町村に対し支援を要請する。

(4) 瑞穂町対策本部への移行に要する調整

瑞穂町緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、瑞穂町対策本部を設置すべき指定の通知があった場合、直ちに瑞穂町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、瑞穂町緊急事態連絡室は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど、必要な調整を行う。



※1 事態認定と瑞穂町対策本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で瑞穂町対策本部を設置指定する場合は、事態認定と瑞穂町対策本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、事前災害の他、大規模な火災・爆発や放射性物質の大量放出の事故などとされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から都を通じて、警戒態勢の強化を求める通知および連絡があり、武力攻撃事態等の認定が行われたが、町に対して瑞穂町対策本部を設置すべき指示がなかった場合、町長の判断により瑞穂町緊急事態連絡室を立ち上げ、即応体制の強化をはかる。

その際、情報連絡体制や職員の参集体制、関係機関との通信連絡体制、生活関連等施設の警戒状況などの確認を行い、迅速に対応できるよう全庁的な体制を構築する。

第2章 瑞穂町対策本部の設置等

町は、瑞穂町対策本部の設置指定があった場合、速やかに設置し、瑞穂町における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、瑞穂町対策本部を設置する場合の手順や組織、機能などについて、以下のとおり定める。

1 瑞穂町対策本部の設置

【法第26条第2項・第27条第1項・第3項・第28条第1項・第4項・第5項・第6項・第8項・第29条第5項・第6項・第7項・第8項・第9項・第10項・第30条】

(1) 設置の手順

ア 瑞穂町対策本部を設置すべき町の指定の通知

町は、内閣総理大臣から、総務大臣および都知事を通じて、瑞穂町対策本部の設置をすべき町の指定の通知を受ける。

イ 瑞穂町対策本部の設置

指定の通知を受けた場合、直ちに瑞穂町対策本部を設置する。(事前に瑞穂町緊急処理事態連絡室等を設置していた場合は、瑞穂町対策本部に切り替える。)

ウ 職員の参集

速やかに全職員を参集する。

エ 瑞穂町対策本部の開設

役場庁舎2階災害対策室に瑞穂町対策本部を開設するとともに、瑞穂町議会に瑞穂町対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置や食料、燃料の備蓄、仮眠設備の確保などを行う。

カ 瑞穂町対策本部の予備施設の確保

町は、庁舎が被災し、瑞穂町対策本部を庁舎内に設置できない場合には、スカイホールに設置する。

建物の被災により役場またはスカイホール共に使用不能の場合は、近隣の使用可能な施設の使用、またはテントの仮設により、瑞穂町対策本部を設置する。

また、瑞穂町外への避難が必要で、瑞穂町に瑞穂町対策本部を設置することができない場合には、都と瑞穂町対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 設置すべき指定の要請

瑞穂町長は、瑞穂町に対して瑞穂町対策本部を設置すべき指定が行われていない場合、瑞穂町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、瑞穂町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

(3) 組織構成および機能

瑞穂町対策本部の組織構成は、以下のとおりとする。

なお、本部長室、総合調整所および各部課の主な役割、武力攻撃事態等における東京消防庁(消防署)の業務については、以下のとおりとする。

【対策本部長室】

構 成	本部長（瑞穂町長） 副本部長（副町長・教育長） 協働推進部参事（危機管理官） 各部長 議会事務局長 会計課長 瑞穂町消防団長 消防署長が指定する消防吏員 その他本部長（瑞穂町長）が指名した者
所掌事務	ア 対策の総合的調整に関すること イ 本部の非常配備態勢に関すること ウ 重要な情報の収集および伝達に関すること エ 避難等に関すること オ 国、都に対する措置要請に関すること カ 他区市町村に対する応援の要求、事務の委託に関すること キ 自衛隊の部隊の派遣要請の要求に関すること ク 対策に要する経費の処理方法に関すること ケ 上記に掲げるもののほか、重要な対策に関すること

【総合調整所】

情報総括・広報・ 広域連携調整 Gp	情報総括係 輸送調整・運行調整係 広報調整係	予算・調達係 電話窓口（代表電話）・職員管理係 広域受援調整係・応援係
運用総括・救出救 助・調整 Gp	総合調整係（運用担当） 消防・消防団調整係 自衛隊調整係 防犯・交通統制調整係	総合調整係（報告・要請） 警察調整係 斎場調整係
救援物資調整 Gp	救援物資調整係 生活必需品調達係（糧食・水含む） 救援物資調整補佐係（備蓄品）	
避難所運営調整 Gp	運営総括係 運営総括補佐係	
医療救護・要配慮 者支援調整 Gp	医療・救護・感染予防係（総括） 障がい者担当兼総括係 高齢者担当係 乳幼児・妊婦担当係	
応急復旧調整 Gp	上下水道兼総括係 道路・河川・施設係 応急危険度判定・仮設住宅建設調整係 農業・事業者係	
廃棄物対策調整 Gp	廃棄物・環境衛生係	
被災者生活再建調 整 Gp	り災証明統括係 仮設・みなし仮設入居調整係 減免制度相談	

【各部課の業務】

◆共 通

- 1 避難所の運営に関する事
- 2 遺体収容所の運営に関する事
- 3 所管施設の対策に関する事
- 4 関係団体との連絡調整に関する事
- 5 本部長の特命に関する事

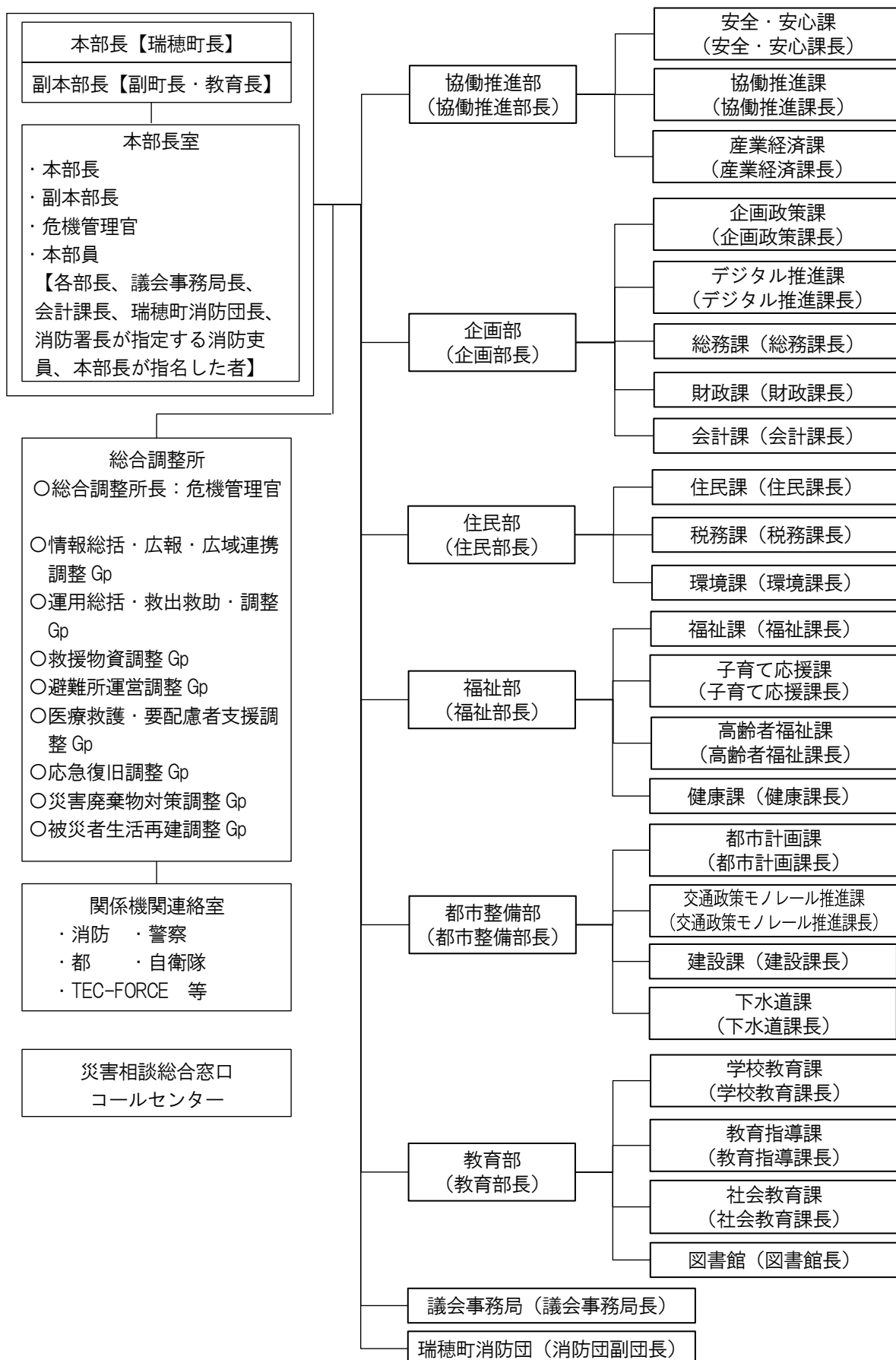
◆各部課

協働 推進部	安全・ 安心課	1 瑞穂町対策本部、現地対策本部および現地調整所の設置・運営に関する事 2 被災情報の収集に関する事 3 都への報告および要請に関する事 4 国民保護に関する通信の統制に関する事 5 国民保護対策の総合調整に関する事 6 自衛隊の派遣、自治体との相互応援に関する事 7 警報等の伝達、避難実施要領の策定および救援等に関する事 8 避難所の開設および運営に関する事 9 特殊標章等の交付に関する事 10 自主防災組織との連絡に関する事 11 被災地の防犯・交通に関する事
	協働推進課	1 町民会館、地区会館ならびにコミュニティセンターの被害調査および復旧対策に関する事 2 避難所の開設および運営の補佐に関する事 3 町内会および自治会との連絡に関する事
	産業経済課	1 食料および生活必需品の調達に関する事 2 救援物資の受付、管理および配送に関する事 3 農業・商工業関係の被害調査および応急・復旧対策に関する事 4 帰宅困難者に関する事
企画部	企画政策課	1 各部の情報の収集、記録、集計および集約に関する事 2 住民からの通報の受信に関する事 3 被災者台帳の作成および安否情報の提供の協力に関する事 4 外国人の支援に関する事 5 復興計画に関する事 6 本部長の秘書に関する事 7 視察の対応に関する事
	デジタル 推進課	1 広報および広聴に関する事 2 報道機関との連絡に関する事 3 システム全般のとりまとめに関する事
	総務課	1 職員の服務および動員の調整に関する事 2 応援要員の受入れに関する事 3 対策要員の食料、飲料水の補給に関する事 4 電話総合窓口・コールセンターの運営に関する事
	財政課	1 国民保護対策関係予算に関する事

		2 庁舎の被害調査および点検ならびに応急・復旧対策に関する事 3 物資および資材の購入や工事、委託などに係る契約に関する事 4 庁用車の運行調整および燃料の確保に関する事 (拠点施設等の燃料確保を含む。) 5 緊急通行車両の届出に関する事
	会計課	1 対策に必要な現金および物品の出納に関する事 2 義援金の受付、管理および配分に関する事
住民部	住民課	1 救援物資の受付、管理および配送に関する事。 2 遺体の収容、火葬に関する事 3 被災者台帳の作成および安否情報の提供に関する事
	税務課	1 被害状況調査・報告に関する事 2 被災者台帳の作成および安否情報の提供の協力に関する事
	環境課	1 被災地におけるごみ、し尿(簡易トイレを含む。)の収集および処理に関する事 2 廃棄物の処理および環境衛生の確保に関する事 3 避難所における仮設トイレの配置に関する事 4 ペット対策に関する事
福祉部	福祉課	1 避難行動要支援者の安否確認に関する事 2 要配慮者(障がい者)の支援に関する事 3 社会福祉施設の情報収集および応急・復旧対策に関する事 4 福祉避難所の設置および運営の協力に関する事 5 ボランティアセンターの設置および運営の協力に関する事
	子育て 応援課	1 保育園児の避難および応急保育に関する事 2 要配慮者(幼児)の支援に関する事 3 福祉避難所の設置および運営の協力に関する事
	高齢者 福祉課	1 避難行動要支援者の安否確認に関する事 2 要配慮者(高齢者)の支援に関する事 3 社会福祉施設の情報収集および応急・復旧対策に関する事 4 福祉避難所の設置および運営に関する事
	健康課	1 医療および救護に関する事 2 保健衛生および防疫に関する事 3 被災者台帳の作成および安否情報の提供の協力に関する事
都市 整備部	都市計画課	1 応急仮設住宅の建設に関する事 2 被災住宅の応急修理および障害物除去に関する事 3 町営住宅の被害調査および応急修理に関する事 4 公営・民間住宅の被災者への斡旋に関する事 5 民間運輸機関との連絡に関する事
	交通政策モ ノルール推 進課	1 民間運輸機関との連絡に関する事
	建設課	1 公共土木施設の被害調査および応急・復旧対策に関する事 2 道路の被害調査および応急・復旧対策に関する事 3 緊急輸送道路の確保に関する事

	下水道課	1 上下水道対策に係る情報収集に関すること 2 下水道工事業者との連絡調整に関すること 3 水道施設の点検整備および補修の連絡調整に関すること 4 応急給水に関すること 5 下水道施設の被害調査および応急・復旧対策に関すること 6 下水道施設等の水質事故に関する情報収集、流域下水道本部等関係機関への連絡および下水道への排出防止のための応急措置の指導の要請に関すること
教育部	学校教育課 教育指導課	1 児童および生徒の被災状況調査ならびに学用品の調達および供給に関すること 2 応急教育に関すること 3 避難所の開設および運営の補佐に関すること 4 被災者台帳の作成および安否情報の提供の協力に関すること 5 学校施設の被害調査および応急・復旧対策に関すること
	社会教育課 図書館	1 社会教育施設の被害調査および応急・復旧対策に関すること 2 避難所の開設および運営の補佐に関すること 3 被災者台帳の作成および安否情報の提供の協力に関すること 4 ヘリコプター緊急離着陸場の開設および管理に関すること 5 物資一時集積所の開設および運営に関すること 6 郷土資料館収蔵資料や文化財などの被害調査および応急・復旧対策に関すること
議会事務局		1 議会との連絡調整に関すること 2 議会施設の活用に関すること
瑞穂町消防団		1 救助に関すること 2 火災その他の警戒および防御に関すること 3 行方不明者の捜索および遺体の収容に関すること 4 被災者台帳の作成および安否情報の提供の協力に関すること 5 情報収集に関すること
東京消防庁 第九消防方面本部 福生消防署		1 火災その他の災害の予防、警戒および防御に関すること 2 消火、救助・救急に関すること 3 危険物等の措置に関すること 4 避難住民の誘導に関すること 5 警報伝達の協力に関すること 6 瑞穂町消防団との連携に関すること 7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること 8 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること

【瑞穂町対策本部の組織構成】



(4) 瑞穂町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、住民に適時適切な情報提供および行政相談を行い、情報の錯綜による混乱を防ぐため、瑞穂町対策本部における広報広聴体制を整備する。

ア 広報責任者の指定

広報を一元的に行う「広報責任者」を指定する。

イ 広報手段

広報紙やホームページ、メール配信サービス、SNS、ケーブルテレビ、記者会見、相談窓口、コールセンターの開設など様々な広報手段を活用して、住民に迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 留意事項

(ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。

(イ) 瑞穂町対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性に応じて、瑞穂町長自ら記者会見を行う。

(ウ) 都と連携した広報体制を構築する。

(5) 瑞穂町現地対策本部の設置

瑞穂町長は、被災現地における対策が必要であると認めるときは、瑞穂町対策本部の事務の一部を行うため、瑞穂町現地対策本部を設置する。

(6) 瑞穂町現地連絡調整所の設置

町は、現場において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に瑞穂町現地連絡調整所を設置する。

【現地連絡調整所のあり方】

《参加機関の例》

都および警察や消防、保健所、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

《実施内容》

- ・被災状況および各機関の活動状況の把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整

町は、既に都または関係機関により瑞穂町現地連絡調整所が設置されている場合、職員を派遣し、関係機関との情報共有および活動調整を行う。

(7) 瑞穂町対策本部長の権限

瑞穂町対策本部長は、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施をはかる。

ア 国民保護措置に関する総合調整

瑞穂町対策本部長は、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 都対策本部長に対する総合調整の要請

瑞穂町対策本部長は、特に必要があると認める場合、都対策本部長に対して都、指定公共機関および指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。※

また、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関および指定公共機

関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合、瑞穂町対策本部長は、総合調整を要請する理由や総合調整に係る機関など要請の趣旨を明らかにする。

※総合調整の必要が特にあると認められるケース

運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の区市町村から避難住民の搬送の求めがなされた場合の調整

ウ 情報の提供の求め

瑞穂町対策本部長は、都対策本部長に対し総合調整を行うため必要があると認める場合、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告または資料の求め

瑞穂町対策本部長は、総合調整を行う場合、当該総合調整の関係機関に対し、国民保護措置の実施の状況について、報告または資料の提出を求める。

オ 瑞穂町教育委員会に対する措置の実施の求め

瑞穂町対策本部長は、瑞穂町教育委員会に対し、瑞穂町で国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合、措置の実施を要請する理由や措置の内容など当該要求の趣旨を明らかにする。

(8) 瑞穂町対策本部の廃止

瑞穂町長は、内閣総理大臣から、総務大臣および都知事を経由して瑞穂町対策本部の設置指定の解除通知を受けたときは、遅滞なく、瑞穂町対策本部を廃止する。

2 通信の確保 【法第156条】

(1) 情報通信手段の確保

町は、電話や衛星電話、防災行政無線、インターネット、LWAN（総合行政ネットワーク）などにより、瑞穂町対策本部と瑞穂町現地対策本部や瑞穂町現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域などとの間で、国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確保

町は、必要に応じ情報通信手段の機能確認を行う。

支障が生じた場合は、速やかに復旧を行うとともに、都を通じて直ちに総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 通信ふくそうにより生じる混信の対策

町は、武力攻撃事態等における通信ふくそうにより生ずる混信対策のため、通信運用の指揮要員を避難先地域に配置し、自ら運用する無線局の通信統制を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

3 特殊標章等の交付および管理

瑞穂町長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付

内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付および使用させる。

- （1）町の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- （2）瑞穂町消防団長および消防団員
- （3）瑞穂町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- （4）瑞穂町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携し、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国および都の対策本部との連携

(1) 国および都の対策本部との連携

町は、都の対策本部を通じ、国の対策本部と各種の調整や情報共有などを行うことにより、密接な連携をはかる。

都の対策本部長から都の対策本部派遣員として町職員の派遣の求めがあった場合、瑞穂町職員を派遣し、情報共有の体制を整える。

(2) 国および都の現地対策本部との連携

町は、国および都の現地対策本部が設置された場合、連絡員を派遣することにより、当該本部と緊密な連携をはかる。

また、運営が効率的であると判断される場合、国および都と調整の上、共同で現地対策本部を設置・運用し、適宜情報交換等を行う。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加

町は、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換および相互協力に努める。

2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請

【法第16条第4項・第5項、第21条第3項】

(1) 都知事に対する措置要請

町は、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

その際、要請する理由や活動内容などをできる限り具体的にする。

(2) 都知事に対する指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への措置要請

町は、都知事等に対し、指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関または指定地方公共機関への措置要請

町は、関係する指定公共機関または指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

その際、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容などをできる限り具体的にする。

3 自衛隊の部隊の派遣要請の求め 【法第20条第1項・第2項】

- (1) 瑞穂町長は、都知事に対し、自衛隊の部隊の派遣要請を行うよう求める。
また、通信の途絶により都知事に対する自衛隊の部隊の派遣要請の求めができない場合、東京地方協力本部長または第1施設大隊長を通じて、陸上自衛隊東部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。
- (2) 町は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動および治安出動により出動した部隊とも、瑞穂町国民保護対策本部および瑞穂町国民保護現地連絡調整所において緊密な意思疎通をはかる。

4 他の区市町村長に対する応援の求め、事務の委託

【法第17条第1項、第18条第1項、第19条】

- (1) 他の区市町村長への応援の求め
 - ア 瑞穂町長は、応援を求める理由や活動内容などを具体的にした上で、他の区市町村長に対して応援を求める。
 - イ 応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合、その相互応援協定に基づき応援を求める。
- (2) 都への応援の求め
瑞穂町長は、応援を求める理由や活動内容などを具体的に明らかにした上で、都知事に対して応援を求める。
- (3) 事務の一部の委託
 - ア 町は、事務の全部または一部を他の地方公共団体に委託する場合、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・ 委託事務の範囲ならびに委託事務の管理および執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
 - イ 町は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。
また、事務の委託、委託に係る事務の変更または事務の廃止を行った場合、その内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

【法第151条第1項・第2項、第152条第1項・第2項】

- (1) 町は、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長、または特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。
また、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 町は、要請を行う場合、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請を行っても必要な職員の派遣が行われない場合、都を経由して総務大臣に対し、職員の派遣について、あつせんを求める。

6 町が行う応援 【法第17条第1項、第21条第2項、第153条】

(1) 他の区市町村に対して行う応援

ア 町は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 町は、他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、所定の事項を瑞穂町議会に報告し、または公示を行い、都に届け出る。

(2) 指定公共機関または指定地方公共機関に対して行う応援

町は、指定公共機関または指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備または物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援 【法第4条第3項】 【基本指針】

(1) 自主防災組織に対する支援

町は、自主防災組織による警報の伝達や町内会・自治会、自主防災組織等の地域のリーダーとなる住民による避難民の誘導などの実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供などにより、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地または避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、臨時に設定されるボランティアセンターにおける登録、派遣調整の受入体制の確保などに努め、その技能の効果的な活用をはかる。

(3) 国民や企業などからの救援物資の受入れ体制の整備

町は、都や関係機関と連携し、国民や企業などからの救援物資について、受入れを希望するものを把握するとともに、救援物資の受入れ・仕分けや避難所への配送など、体制の整備をはかる。

8 住民への協力要請 【法第115条第1項・第2項、第123条第1項・第2項】

町は、国民保護法の規定により、避難住民の誘導・救援、消火、負傷者の搬送、被災者の救助、保健衛生の確保その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を行うために必要があると認める場合、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

その際、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

9 米軍への協力要請

町は、道路渋滞などにより通行が困難な場合は、横田基地内の通行を米軍に要請する。

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

1 国民の権利・利益の迅速な救済 【法第6条】 【基本指針】

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てまたは訴訟、その他の国民の権利・利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、国からの問い合わせに対応する総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることにより、迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】再掲

手続項目		担当課
損失補償 （法第 159 条第 1 項）	特定物資の収用に関する事（法第 81 条第 2 項）	企画政策課
	特定物資の保管命令に関する事（法第 81 条第 3 項）	デジタル推進課
	土地等の使用に関する事（法第 82 条）	
	応急公用負担に関する事（法第 113 条第 1 項・第 5 項）	
	車両等の破損措置に関する事 （法第 155 条第 2 項において準用する災害対策基本法第 76 条の 3 第 2 項後段）	財政課
損害補償 （法第 160 条）	国民への協力要請によるもの（法第 70 条第 1 項・第 3 項、第 80 条第 1 項、第 115 条第 1 項、第 123 条第 1 項）	
	医療の実施の要請によるもの（法第 85 条第 1 項・第 2 項）	
不服申立てに関する事（法第 6 条、第 175 条）		総務課
訴訟に関する事（法第 6 条、第 175 条）		

※表中では国民保護法を「法」と略す。

2 国民の権利・利益に関する文書の保存

町は、国民の権利・利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写しや協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容などを記した書類等)を、町文書管理規程の定めるところにより、適切に保存する。

また、武力攻撃災害による当該文書の逸失を防ぐため、安全な場所に確実に保管するなどの配慮を行う。

さらに、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合および国民保護措置に関して不服申立てまたは訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

第5章 警報および避難の指示

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体および財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な伝達および通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達および通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の伝達および通知 【法第47条第1項・第2項・第3項、第51条第1項・第2項】

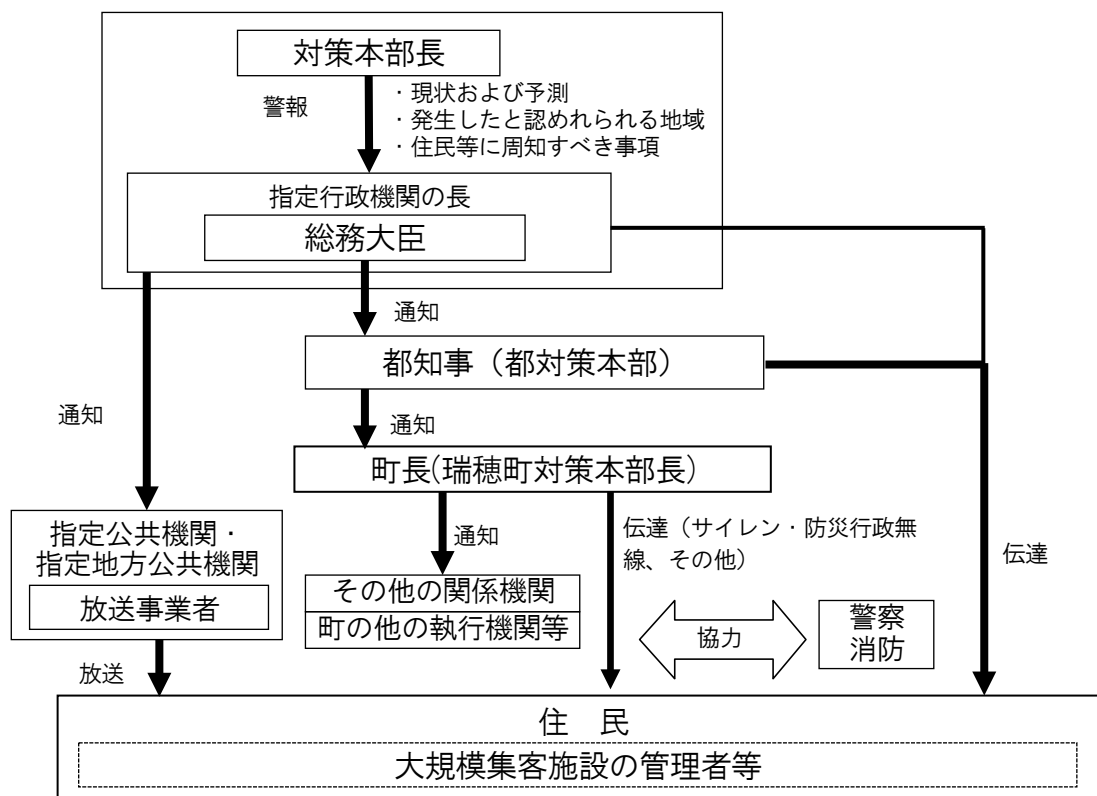
(1) 警報の伝達

- ア 町は、都から警報の通知を受けた場合、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民および関係団体に警報を伝達する。
- イ 町は、都と協力して、瑞穂町の大規模集客施設に対し、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報を伝達する。

(2) 警報の通知

- ア 町は、瑞穂町の他の執行機関、その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。
- イ 町は、警報が発令された旨の報道発表を速やかに行うとともに、ホームページに警報の内容を掲載する。

【警報の伝達・通知の概要】



2 警報の伝達方法

(1) 警報の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、瑞穂町に伝達される。

瑞穂町長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に瑞穂町が含まれる場合

防災行政無線でサイレンを最大音量で吹鳴して住民に周知した後、同事実をホームページやメールなどにより周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に瑞穂町が含まれない場合

サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページ、メール、SNS などにより周知する。

なお、瑞穂町長が必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知する。

(2) 警報伝達のための体制整備

町は、警報の伝達に当たり、東京消防庁（消防署）の協力が得られるよう、その消火活動および救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携をはかる。

その際、瑞穂町消防団は、東京消防庁（消防総監または消防署長）の所轄の下で行動するものとする。

また、交番や駐在所、パトカーなどの勤務員による拡声機や標示を活用した警報の伝達が、的確かつ迅速に行われるよう、警視庁（警察署）と緊密な連携をはかる。

(3) 要配慮者への対応

要配慮者に対しては、福祉課、子育て応援課、高齢者福祉課および健康課を中心に避難行動要支援者名簿を活用し、自主防災組織や関係団体などと協力して、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難等に備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除

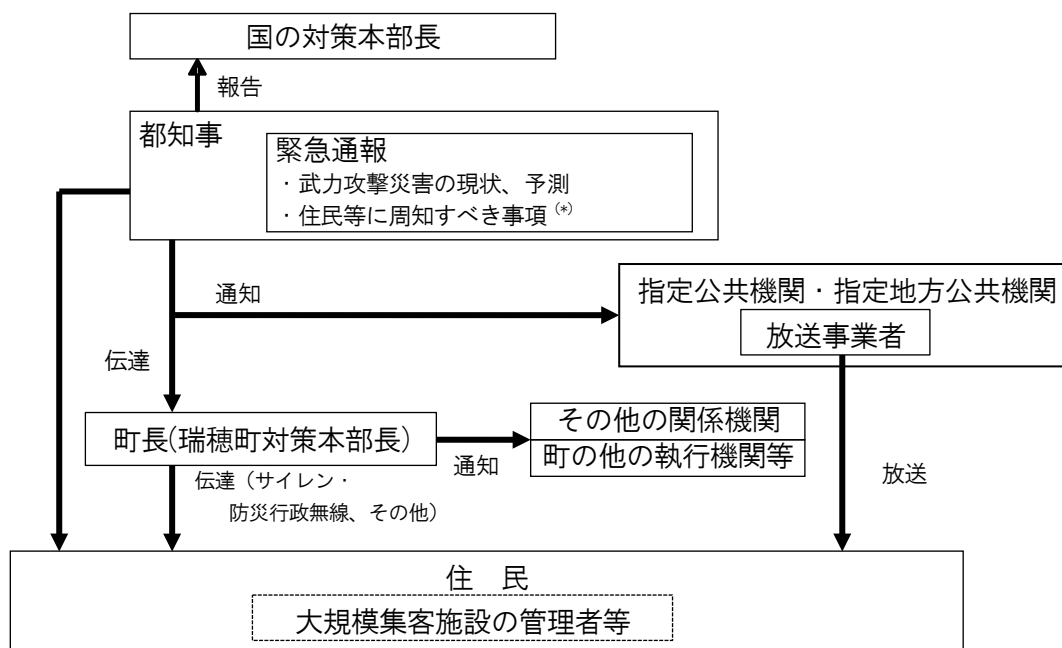
警報の解除の伝達は、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則としてサイレンは使用しない。

3 緊急通報の伝達および通知

【法第100条第2項】 【基本指針】

都知事が発令する緊急通報の住民および関係機関への伝達・通知方法は、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

【緊急通報の伝達および通知の概要】



(*) 都の指示に従って落ちついて行動すること、テレビ・ラジオ等の情報収集手段の確保に努めること

第2 避難住民の誘導

町は、都の避難の指示に基づき、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う。
避難措置は、住民の生命、身体、財産を守るための町の責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、住民への避難の指示の伝達および住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の伝達・通知

【法第54条第1項・第4項】 【基本指針】

- (1) 町は、都知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力などの状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。
- (2) 町は、都知事による避難の指示が行われた場合、警報の伝達に準じて、その内容を、住民および関係のある公私の団体に対して迅速に伝達する。
- (3) 町は、警報に準じて瑞穂町の他の執行機関、その他の関係機関に対し、避難の指示の内容を迅速かつ確実に通知する。



イ 避難の指示の内容が修正された場合または事態の状況が変化した場合、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ その他避難の実施に関し必要な事項

ただし、緊急の場合には、事態の状況を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにして、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

【避難実施要領の項目】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 要避難地域および避難住民の誘導の実施単位② 避難先③ 一時集合場所および集合方法④ 集合時間⑤ 集合に当たっての留意事項⑥ 避難の手段および避難の経路⑦ 町職員の配置⑧ 要配慮者への対応⑨ 要避難地域における残留者の確認⑩ 避難誘導中の食料等の支援⑪ 避難住民の携行品、服装⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先 |
|---|

(3) 避難実施要領の策定における考慮事項

- ア 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- イ 事態の状況の把握(警報の内容および被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握
(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による搬送))
- オ 輸送手段の確保の調整(※輸送手段が必要な場合)
(都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- カ 要配慮者の避難方法の決定
(避難行動要支援者名簿)
- キ 避難経路および交通規制の調整
(具体的な避難経路、警察との避難経路の選定、自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク 町職員の配置
(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定、連絡先等の明示)
- ケ 関係機関との調整(現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保)
- コ 自衛隊および米軍の行動と避難経路および避難手段の調整
(都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

町は、自衛隊および米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるよう、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況を連絡する。

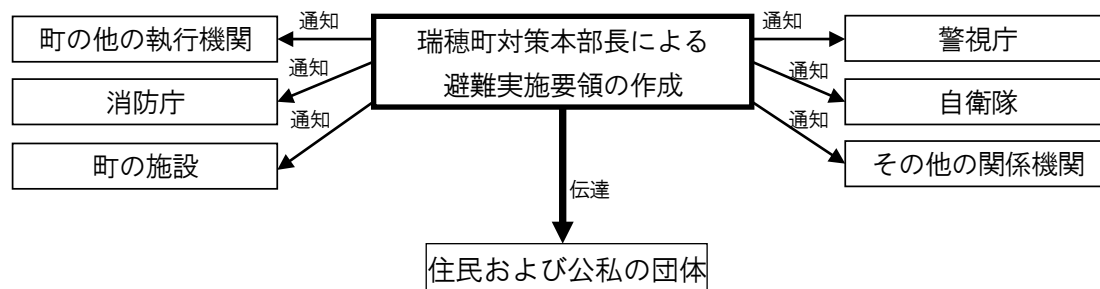
その際、都を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項)および国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項)に適切に対応できるよう、避難の現状や施設の利用の必要性、緊急性などについて、町の意見および関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達

町は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民および関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、直ちに、その内容を町の他の執行機関、消防庁、警視庁および自衛隊ならびにその他の関係機関に通知する。

さらに、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

【第62条第1項・第6項、第63条第1項、第64条第2項・第3項、第65条、第66条第1項、第69条、第70条第1項、第71条第1項、第72条】 【基本指針】

(1) 町による避難住民の誘導

ア 町は、避難実施要領で定めるところにより、警察、消防および自衛隊と協力して町内会・自治会や学校、事業所などを単位として、避難住民を避難先地域まで誘導する。

また、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両および案内板を配置して、誘導の円滑化をはかる。その際、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解および協力を得られるよう、旗、特殊標章等を携行させる。

イ 夜間においては、視界の低下により人々の不安も一層高まることから、避難経路の要所要所に照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備して、住民の不安軽減のために必要な措置を講ずる。

ウ 避難方式は、まず、一時集合場所（各自主防災組織が定めた場所）に集合し、その後、自主防災組織などの誘導により避難を行う2段階避難方式を基本とする。

緊急の場合には、避難経路を指示し、避難場所へ直接避難することもある。

(2) 東京消防庁との連携

町は、避難住民の誘導を行うにあたっては、消火活動および救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防署長の協力を得て実施する。

なお、瑞穂町消防団は、消防署長の所轄の下に行動するものとする。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

瑞穂町長は、警察署長または国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊の長に対して、警察官または自衛官による避難住民の誘導を要請する。

その際、瑞穂町長は、その旨を都知事に通知する。

また、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模または状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有および活動調整を行う。

(4) 自主防災組織に対する協力の要請

瑞穂町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。

(5) 食品の給与等の実施

町は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与や飲料水の供給、医療の提供などその他必要な便宜をはかる。

その際、避難住民の不安の軽減のため、事態の状況や行政側の対応などについての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設における避難

町は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設などの施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設に滞在する者の避難が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 要配慮者への配慮

町は、要配慮者の避難を万全に行うため、避難行動要支援者名簿などを活用して、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、高齢者支援センター、福祉事業者、関係団体、避難支援者などと協力して、要配慮者への連絡、搬送手段の確保を的確に行う。

なお、必要に応じ、避難所などの拠点までの搬送を支援する。

(8) 残留者への対応

避難住民の誘導に当たる町職員は、警察や消防などとともに、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑により危険な事態が発生する場合には、必要な警告および指示を行う。

(9) 避難所の運営

町は、自主防災組織および避難住民の協力を得て、瑞穂町内の避難所を運営する。

(10) 避難所における安全確保

町は、警察と協力して被災地や避難所などにおける犯罪の予防のための活動を行うとともに、住民からの相談に対応するなど、住民の不安の軽減に努める。

また、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設や施設内の設備などを適切に保全する。

(11) 動物の保護に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養または保管されていた家庭動物の保護等

(12) 通行禁止措置の周知

町は、道路の通行禁止の措置を行った場合、警察と協力して、直ちに、住民に周知徹底をはかるよう努める。

(13) 都に対する要請

ア 瑞穂町長は、避難住民の誘導に際して食料や飲料水、医療などが不足する場合、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、都による救護班の応急医療体制との連携に注意する。

イ 避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について、他の区市町村と競合し広域的な調整が必要な場合、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

ウ 瑞穂町長は、都知事から避難住民の誘導に関して是正の指示があった場合、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

エ 瑞穂町長は、避難住民の誘導に関して、都が区域を越えて避難誘導を行うなど、町のみでは十分な対応が困難であると認める場合、都知事に対して避難誘導の補助を要請する。

なお、瑞穂町は都県境域に立地するため、埼玉県との調整の求めを都に対して要請する。

(14) 避難住民の搬送の求め

瑞穂町長は、避難住民の搬送が必要な場合、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対して、避難住民の搬送を求める。

一方、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由なく搬送の求めに応じない場合は、指定公共機関にあっては都を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては都対策本部長に、その旨を通知する。

(15) 避難住民の復帰のための措置

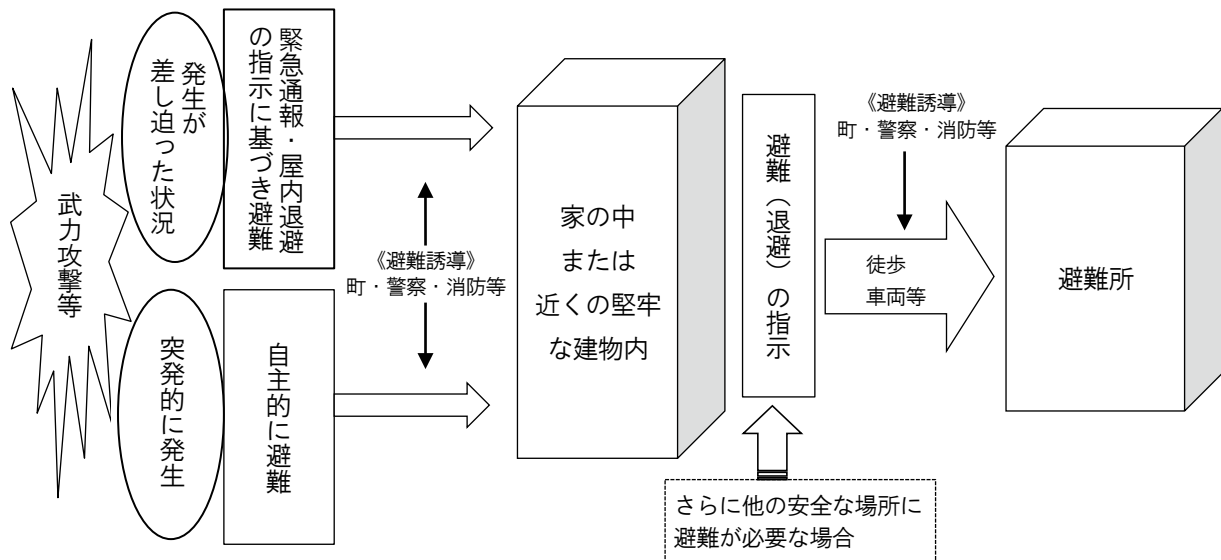
瑞穂町長は、避難の指示が解除された場合、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第3 想定される避難の形態と町による誘導

1 突発的かつ局地的な事態の場合

(1) 屋外で突発的に発生

瑞穂町が要避難地域となった場合、自主的にあるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示に基づき、避難所まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- (ア) 国の対策本部長の避難措置の指示および都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施する。

ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させるなどの対応が必要である。

- (イ) 状況により、退避の指示や警戒区域の設定など時宜に応じた措置が不可欠であり、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法など既存の法制を活用して、柔軟に対応する。
- (ウ) 当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関や都、警視庁、東京消防庁、自衛隊などの関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報および助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。

また、事態の変化に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて活動調整に当たる。

イ 弾道ミサイル攻撃の場合（通常弾頭、BC弾頭）

- (ア) 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達による被害の局限化が重要となる。

弾道ミサイル攻撃の場合、当初は、屋内避難をするよう警報が発令され、警報と同時に住民をできるだけ近くのコンクリート造り等の堅牢な施設または建築物の地階に避難させる。

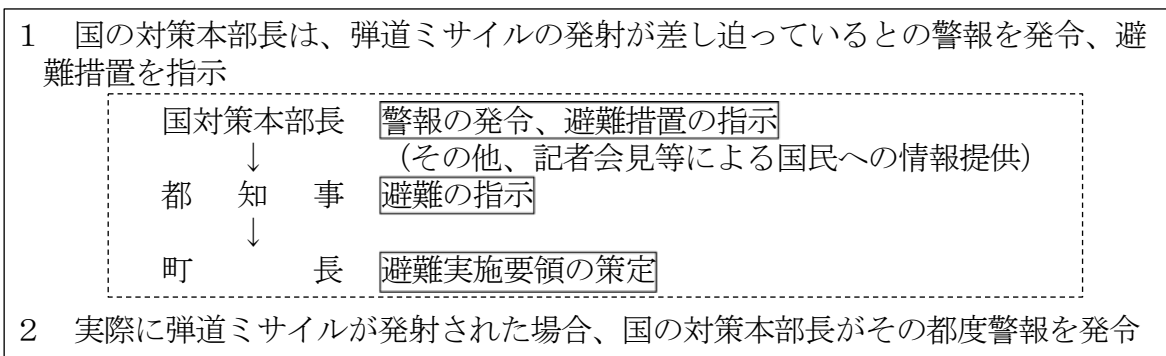
町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。

- (イ) 着弾直後は、その弾頭の種類および被害の状況が判明するまで屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、都知

事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、他の安全な地域への避難を行うなど、避難住民を誘導する。

- (ウ) 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示および避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】



ウ 航空攻撃の場合

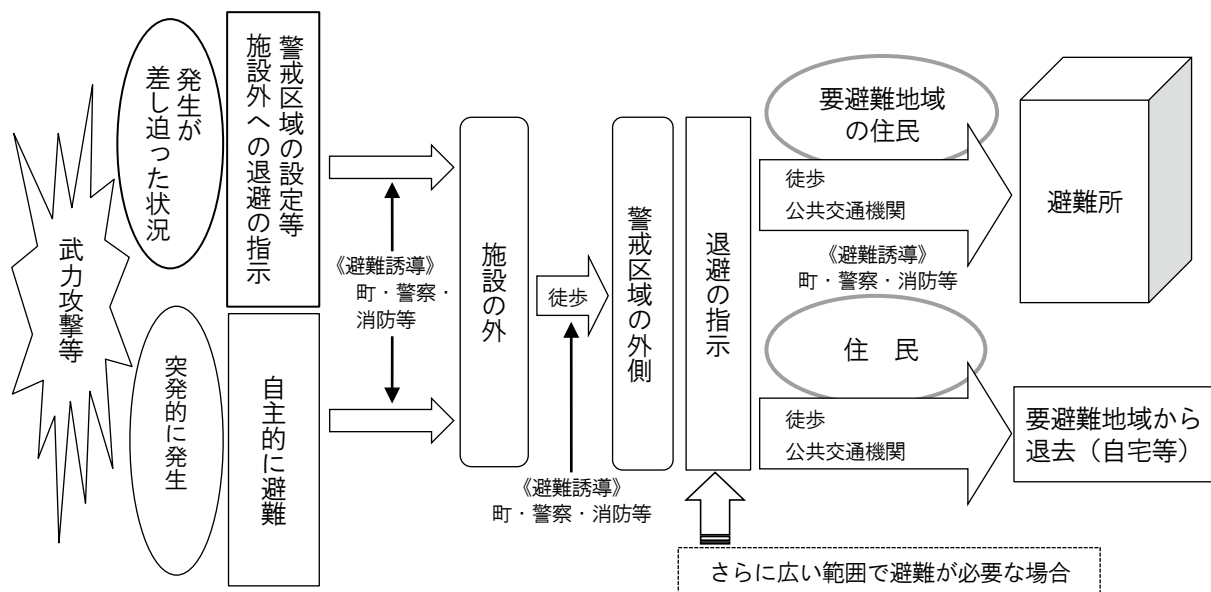
弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）に準じる。

エ 緊急処理事態（大規模テロ等）の場合

- (ア) 緊急処理事態（大規模テロ等）の特徴は、非国家的組織等による攻撃、突発的な事案発生、発生当初は事故との判別が困難、不特定多数の住民が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場等）で発生する可能性が高い、という4点が挙げられる。
- (イ) 大規模テロ等が発生した場合、瑞穂町対策本部の設置指定の有無に関わらず、都や警察、消防、自衛隊など関係機関と緊密に連携協力し、初動対応に全力を挙げて取り組む。また、瑞穂町対策本部の設置指定が行われていない段階では、瑞穂町災害対策本部を設置し、災害対策のしくみを活用して対処するなど、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。
- (ウ) 避難中に住民に危害が及ぶおそれがある場合、一時的に屋内（コンクリート建物）に避難し、周囲の安全を確認した後、適切な避難所に誘導する。
- (エ) 町は、避難経路・避難所に速やかに職員を派遣し、警察や消防、自衛隊など関係機関との連携の下、町内会・自治会や学校、事業所などを単位として住民の避難誘導を行う。

(2) 大規模集客施設内で突発的に発生

町は、避難（退避）の指示により大規模集客施設から施設外へ避難した住民を避難所まで誘導する。

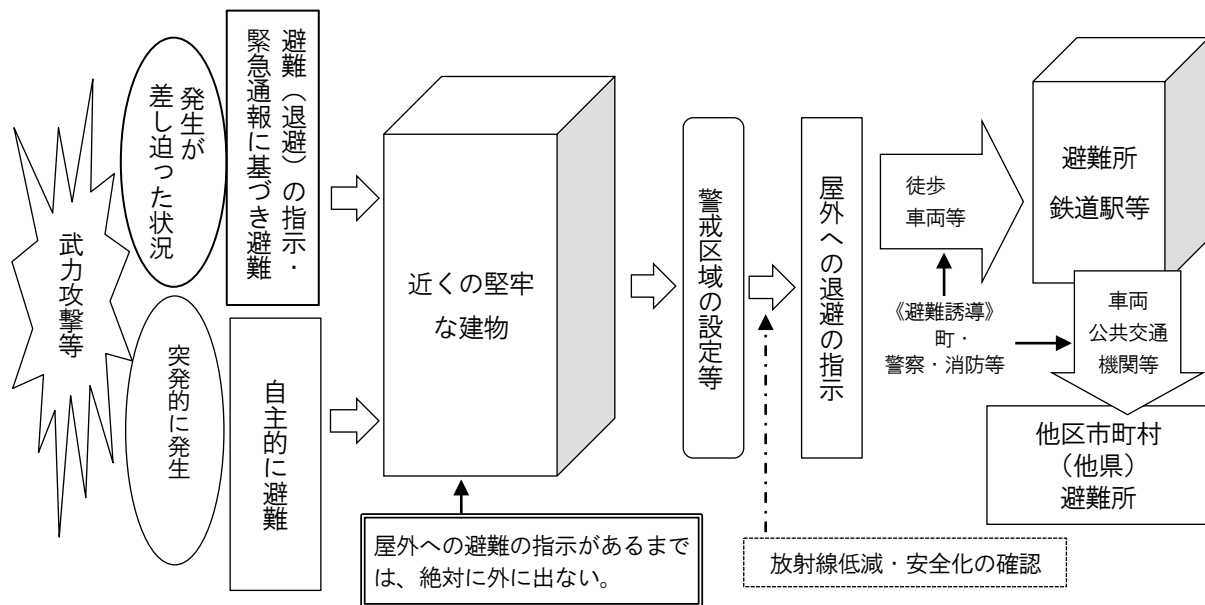


《該当する事態類型と避難上の留意点》

緊急処理事態（大規模テロ等）の場合に準じる事とし、災害が発生した場合、避難誘導や構内放送などの状況を把握する。

2 突発的かつ広範囲な事態の場合

瑞穂町の全域が要避難地域となった場合、避難の指示に基づき、他の区市町村（他県）の避難所まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

（1）弾道ミサイル攻撃（核弾頭）の場合

- ア 攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物に避難する。
- イ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がでる。
- ウ 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの、放射性降下物の

影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示（風下をさけ極力風向きと垂直方向）がでる。

エ 関係機関は、避難住民等（運送に使用する車両およびその乗務員を含む。）の避難退避時検査および簡易除染（防災基本計画（原子力災害対策編）の簡易除染を言う。以下同じ。）その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずる。

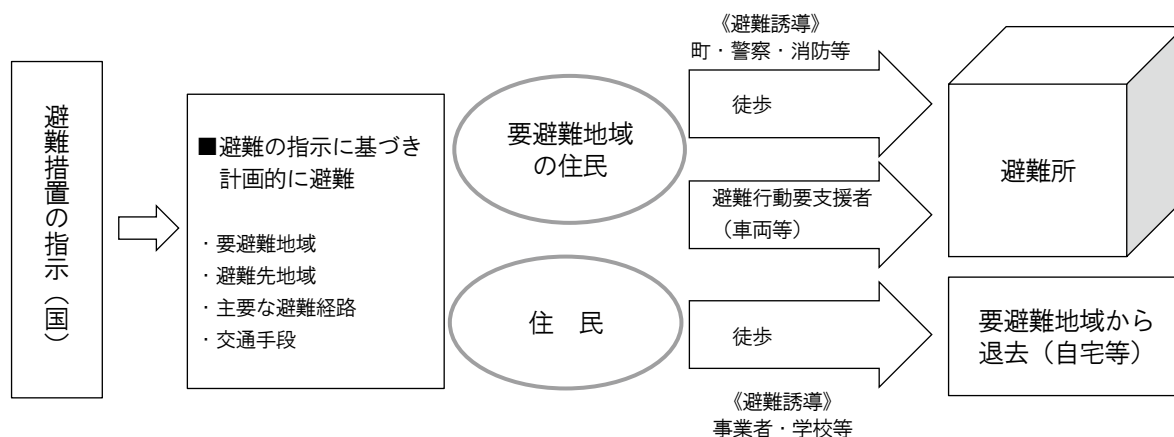
オ 町は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、住民を誘導する。

（2）航空攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

3 時間的余裕があり、かつ局地的な事態の場合

瑞穂町の一部の地域が要避難地域となった場合、避難の指示に基づき、要避難地域の住民を瑞穂町内の要避難地域以外の避難所まで誘導する。

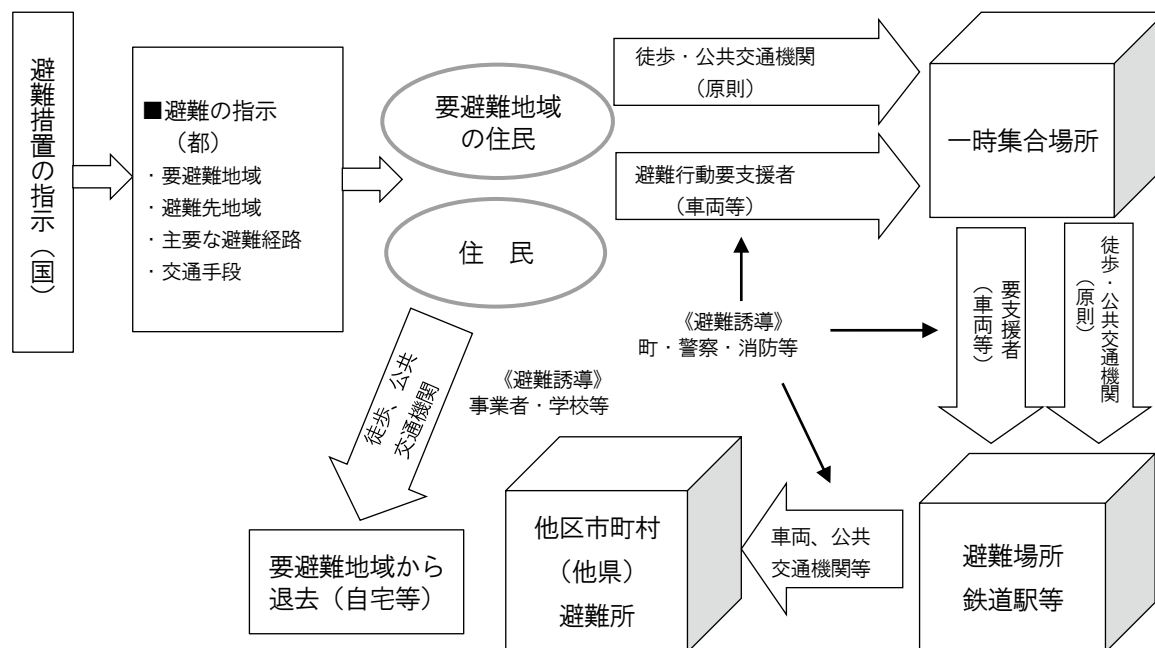


《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合に準じ、警察により周辺の安全を確保した上で、避難誘導に従い避難する。

4 時間的余裕があり、かつ広範囲な事態の場合

瑞穂町が避難地域となった場合、避難の指示に基づき、避難住民を一時集合場所または避難所を経て、他の区市町村（他県）まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃などの本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、都の区域を越え我が国全体としての調整が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とし、平素から本事態を想定した具体的な避難要領は、定めることはしない。

第6章 救援

町は、救援に関する措置について都と緊密に連携して行う必要があるため、救援の内容について、以下のとおり定める。

1 救援の実施等 【法第76条】 【基本指針】

(1) 救援の実施

町は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき、都および関係機関と緊密な連携をはかり、避難住民および被災住民に対する救援を行う。

【救援に関する措置】

- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水、生活必需品等の給与または貸与
- ウ 医療の提供および助産
- エ 被災者の捜索および救出
- オ 埋葬および火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 行方不明者の捜索および死体の処理
- コ 武力攻撃災害によって住居またはその周辺に運び込まれた土石や竹木など、日常生活に著しい支障を来している物の除去

(2) 救援の補助

町は、都が実施する救援措置の補助を行う。

2 関係機関との連携 【法第76条第2項、第77条、第79条】 【基本指針】

(1) 都知事への要請

瑞穂町長は、都知事に対して国および他の都府県に支援を求めるため、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の区市町村との連携

瑞穂町長は、都知事に対し、都内の他の区市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

瑞穂町長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置またはその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携して救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

瑞穂町長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の搬送の求めに準じて行う。

3 救援の程度および方法の基準

町は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号、以下「救援の程度及び基準」という。）および都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

瑞穂町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

4 救援の内容

（1）収容施設の供与

ア 避難所

（ア）避難所・二次避難所の開設、運営

町は、瑞穂町が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、瑞穂町内に避難所を開設する。（都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設し、瑞穂町が協力する。）

また、避難所の運営に当たって、避難住民などの健康状態を十分把握し、必要に応じ、救護所などを設けるとともに、仮設トイレの早期設置などの避難所の生活環境を確保するほか、必要に応じてプライバシーの確保、心のケアの問題などに配慮する。

その際、要配慮者に対しては、心身双方の健康状態に配慮を行い、必要に応じ二次避難所（福祉避難所）への移送を行うとともに、女性の視点に立ったきめ細かな対応を行う。

（イ）避難所・二次避難所の管理

町は、瑞穂町の施設を避難所とする場合、避難所の安全基準に基づき、施設および施設内の設備を適切に保全する。（都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。）

（ロ）避難所運営委員会の設置

町は、各避難所に自主防災組織を中心とした「避難所運営委員会」を設置し、避難所内避難住民の協力を得て、次のような業務を行う。

この業務は、災害時の「避難所運営マニュアル」を参考に実施する。

- 避難住民に対する食料等の配給
- 医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供
- 避難住民の生活状況の把握
- 町に対する物資・資材等の要請

（ハ）都対策本部（避難所支援本部）への報告

町は、避難所における物資の不足などのニーズを取りまとめ、都国民保護対策本部（都国民保護対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部※）へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。

※避難所支援本部

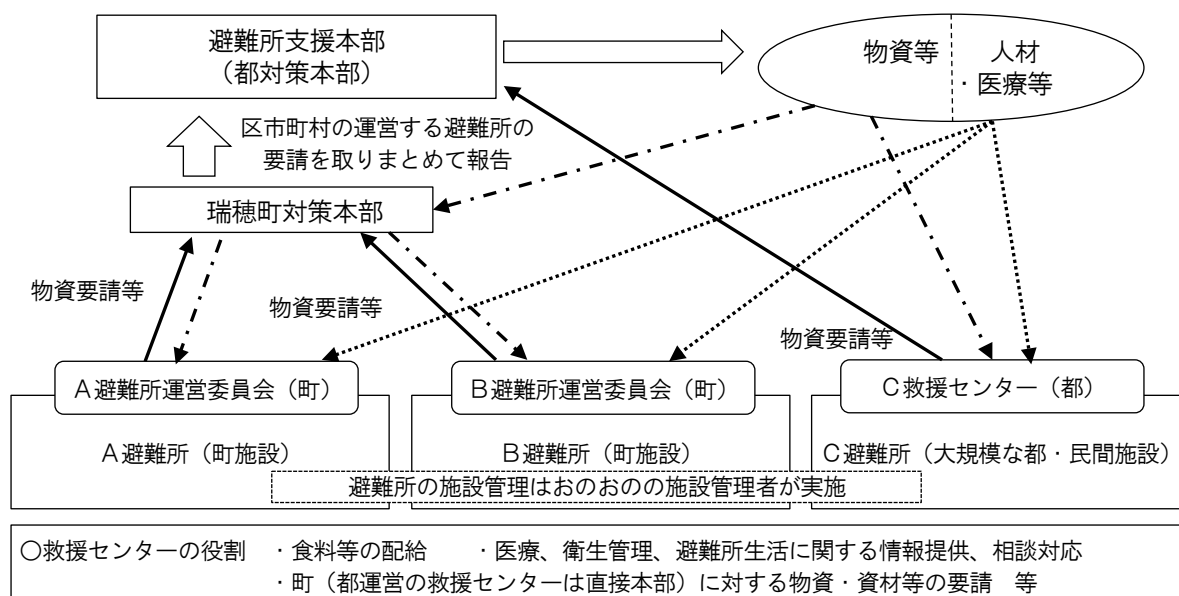
都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された

場合、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき、都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

避難所支援本部は、区市町村を通じて（都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区市町村による避難所運営を支援する。

- 救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給
- 応急医療の提供
- 学用品の供給
- 避難所における保健衛生の確保

【避難所支援本部・救援センターの役割】



イ 応急仮設住宅の運営

町は、避難が長期にわたり、復帰後も本来の住居が使用できない場合、都が町営第2グラウンドに設置する応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定および入居管理を行う。

（2）食品・飲料水および生活必需品の給与または貸与

ア 食品および生活必需品の給与または貸与

食品および生活必需品の給与は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都および町における備蓄品を活用する。

また、緊急時においては、瑞穂町における災害用備蓄品（都の事前配置分を含む。）または調達品をもって充てる。

イ 飲料水の供給

水道による飲料水の供給が不可能または困難になった場合、町は、都に対して応急給水を要請するとともに、都と連携して応急給水活動を実施する。

（3）医療の提供および助産

ア 医療に関する情報提供

町は、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医

療機関や診療科目などに関する情報を提供する。

イ 被災者への医療の提供および助産

町は、町保健センターに医療救護所を設置し、医療救護班の編成を行い、避難住民に対し医療等を提供する。

なお、医療救護活動は、地域防災計画に準じて、西多摩医師会および瑞穂町医師会の協力を得て、医療救護に必要な医療救護班を編成するものとする。必要に応じて瑞穂町歯科医師会、西多摩薬剤師会、東京都柔道整復師会西多摩支部に対してもそれぞれ医療救護班、歯科医療救護班または薬剤師班の編成の要請を行う。

町は、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

- (ア) 医薬品、医療資材の補充
- (イ) 都医療救護班の派遣
- (ウ) 都医師会等に対する派遣要請
- (エ) その他広域的な応援要請

ウ 患者の搬送

町は、都と協力し、被災現場および避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。医療救護所から災害拠点病院等の後方医療施設への傷病者の搬送については、都と連携して実施し、必要に応じ、関係機関に対し輸送手段の優先的確保を依頼する。

なお、後方医療施設への搬送は、状況に応じて以下により行うものとする。

- (ア) 消防署への搬送の要請
- (イ) ヘリコプターによる搬送（都に要請）
- (ウ) 協定に基づき確保した車両での搬送

(4) 被災者の捜索および救出

町は、警視庁および東京消防庁が中心となっていく被災者の捜索、救出に必要な協力を行う。

(5) 埋葬および火葬

町は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

瑞穂町長は、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

(6) 電話その他の通信設備の提供

町は、避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

なお、聴覚障がい者等に対して必要な情報が入手できるよう配慮する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

町は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により、応急修理対象者の募集・選定を行う。

(8) 学用品の給与

町は、被災により教科書や文房具、通学用品などの学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し、都に報告する。

町は、都が町の報告に基づき一括して調達した学用品を配布する。

(9) 行方不明者の捜索および遺体の取扱い

町は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。

また、警視庁等関係機関と連携して、遺体収容所の開設、遺体の搬送、収容および処理を行う。

町は、遺体の処理の時期・場所や遺体の処理方法（遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存および検索の措置）について、都、警視庁と必要な調整を行う。

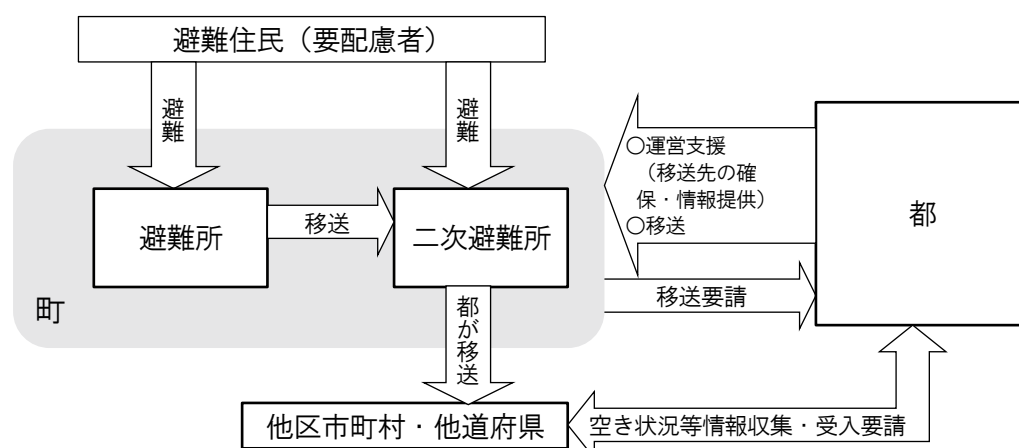
(10) 武力攻撃災害によって住居またはその周辺に運び込まれた土石や竹木などで日常生活に著しい支障を来している物の除去

町は、武力攻撃災害により住居やその周辺に土石や竹木などが堆積し、日常生活に支障を来しており、住民自らの資力では除去することができない場合、都と協力し、これらを除去する。

5 要配慮者の支援

町は、要配慮者の避難に関して、二次避難所までの移送を支援する。

【要配慮者支援の概要】

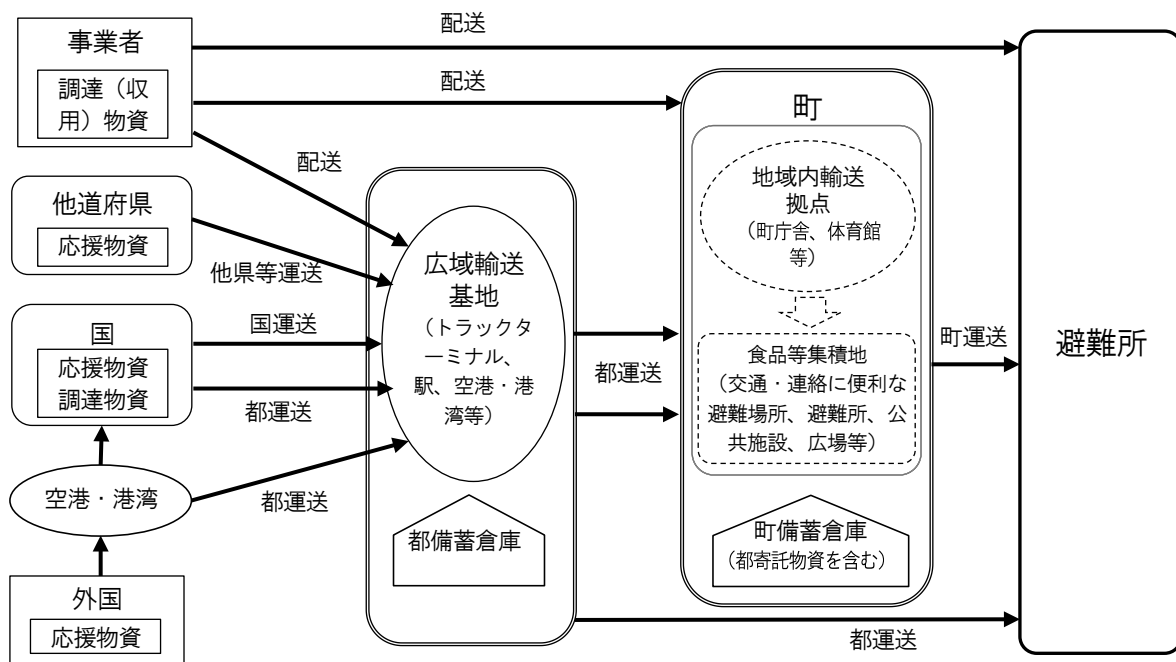


6 緊急物資の配送

町は、区域内の地域内輸送拠点や食品集積地を設定し、都等からの緊急物資の配送を受ける。

地域内輸送拠点から避難所への運送は、協定に基づき事業者に要請する。

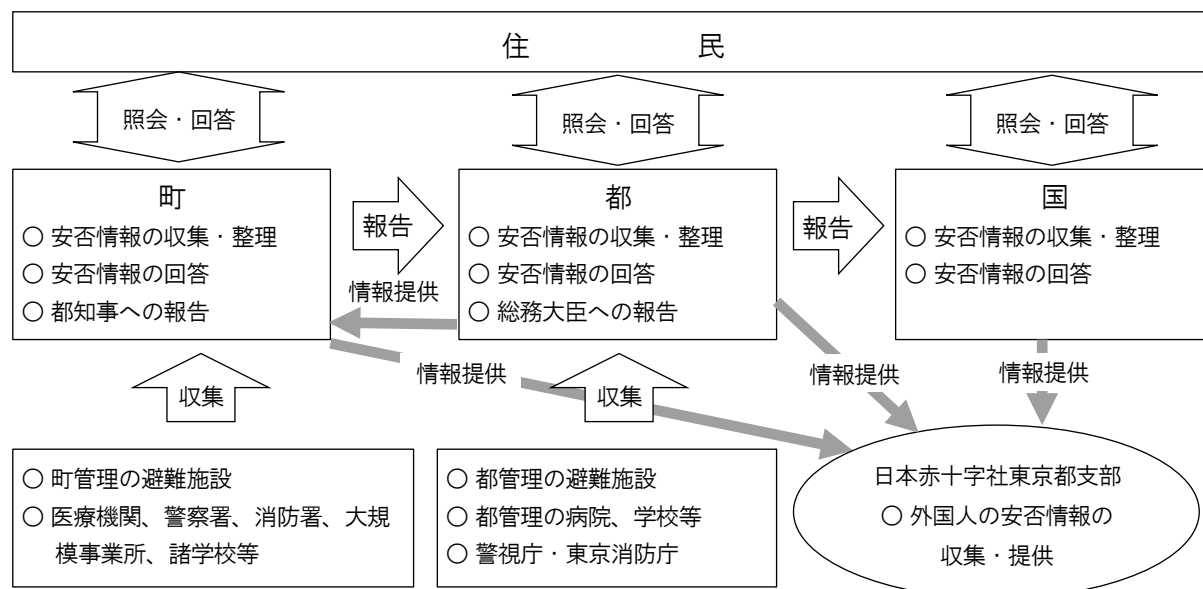
【緊急物資の配送の概要】



第7章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集および提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性および必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集・整理および報告ならびに照会への回答について、必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報の収集・整理・提供の流れ】



1 安否情報の収集 【法第94条第1項】 【基本指針】

(1) 安否情報の収集

町は、避難住民および負傷あるいは死亡した住民の安否情報を、避難住民および医療機関等の関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集および報告の方法ならびに安否情報の照会および回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号および第2号により収集する。

ただし、やむを得ない場合は、適当と認める他の方法により収集する。

【収集の役割分担】

- 町：町管理の避難施設、町の施設（学校等）
区域内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- 都：都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）
警視庁、東京消防庁等

(2) 安否情報収集への協力要請

町は、安否情報を保有する指定公共機関および指定地方公共機関ならびに医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する場合は、当該協力は各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保をはかるよう努める。

その際、重複している情報および必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理する。

2 都に対する報告 【法第94条第1項】 【基本指針】

町は、都への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。安否情報システムが使用できない場合は、省令様式第3号に必要事項を記載した書面を電子メールで送付する。

ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答 【法第95条第1項・第2項】 【基本指針】

(1) 安否情報の照会の受付

ア 町は、安否情報の照会窓口や照会方法について、町国民保護対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会は、原則として省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。

ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 照会者の本人確認

ア 町は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の被保険証等）を窓口において提出または提示させる。

イ 町は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出または提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「4情報」という。）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。

なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行う。

(3) 安否情報の回答

ア 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有および整理している場合、前3項(2)により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、省令様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否かおよび武力攻撃災害により死亡し、または負傷しているか否かの別を回答する。

イ 町は、照会に係る者の同意があるとき、または公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。

ウ 町は、安否情報の回答を行った場合、当該回答を行った担当者や回答の相手の氏名、連絡先などを把握する。

(4) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷または疾病の状況の詳細や死亡の状況など個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力 【法第96条第2項】 【基本指針】

町は、日本赤十字社東京都支部から要請があった場合、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、前3項(3)(4)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第8章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

【法第97条第2項・第6項、法第22条】 【基本指針】

(1) 武力攻撃災害への対処

瑞穂町長は、国や都などの関係機関と協力して、瑞穂町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 都知事への措置要請

瑞穂町長は、武力攻撃により多数の死者が発生した場合、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識や訓練を受けた人員、特殊な装備が必要となるなど、武力攻撃災害を防除し、軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

瑞穂町長は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員に対し、必要な情報を提供し、防護服を着用させるなど、安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報 【法第98条第2項・第3項】

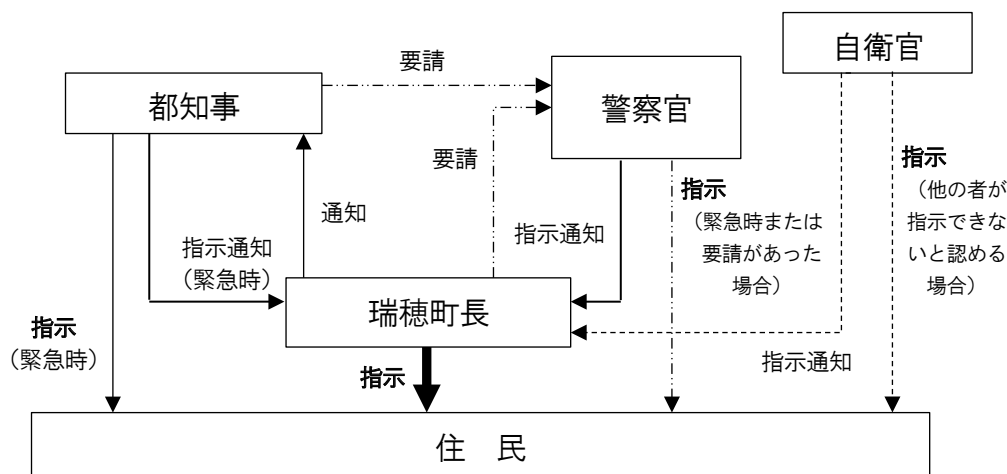
瑞穂町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、東京消防庁職員および警察官から通報を受けた場合、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

第2 応急措置

町は、武力攻撃災害が発生した場合、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示および警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示 【法第112条第1項・第2項・第3項・第4項】 【基本指針】

【退避の指示の概要】



(1) 退避の指示

瑞穂町長は、武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。※

その際、必要により現地連絡調整所を設けて（関係機関により設置されている場合は、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有および活動内容の調整を行う。

※退避の指示について

敵のゲリラまたは特殊部隊による攻撃の場合は、住民に危険が及ぶ可能性があるため、瑞穂町長は、都知事による避難の指示を待つことなく、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

「〇〇町、△△町」の住民は、△△避難所へ退避してください。

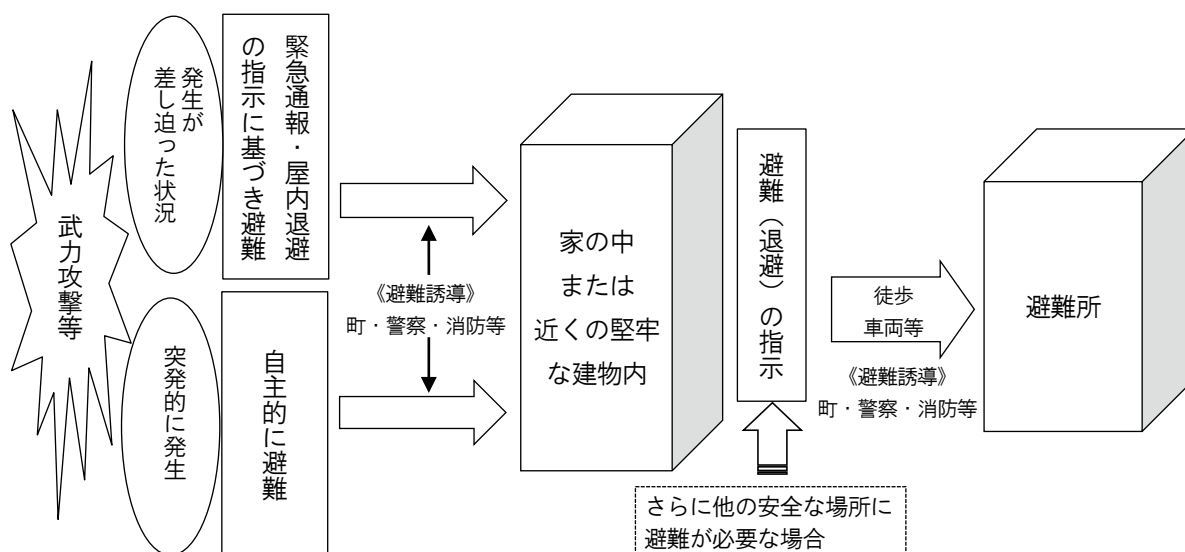
ア 屋内退避の指示

瑞穂町長は、その場から移動するよりも屋内に留まる方が危険性が低いと考えられるときは、屋内への退避を指示する。

屋内への退避は、次のような場合に行うものとする。

- (ア) NBC攻撃と判断されるような場合、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- (イ) 敵のゲリラまたは特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態についての情報がない場合、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

【屋内退避のイメージ】



【屋内退避の指示（一例）】

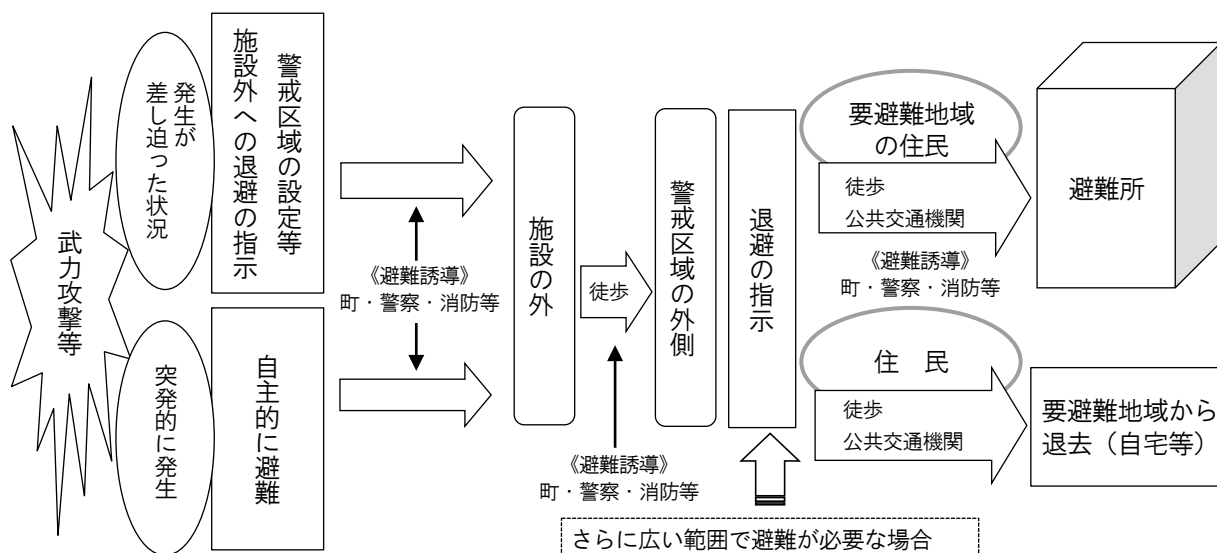
「〇〇町、△△町」の住民は、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避してください。

イ 屋外への退避の指示

瑞穂町長は、住民が屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険性が低いと考えられるときは、屋外退避（避難所への退避）を指示する。

屋外への退避の指示は、駅や大規模集客施設などの施設の中で、NBC攻撃およびテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるときに行う。

【屋外退避のイメージ】



【屋外退避の指示（一例）】

箱根ヶ崎駅構内にいる方は、△△△の危険があるため、構内放送および職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避してください。

(2) 退避の指示に伴う措置

ア 町は、退避の指示を行った場合、防災行政無線やホームページ、SNS、広報車などにより速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容について、都知事に通知を行う。

退避の指示を解除した場合も同様に伝達を行う。

イ 町は、都知事、警察官または自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合、退避の指示を行った理由や指示の内容などについて情報の共有をはかり、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

ア 町は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国および都からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況などについての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関、保健所および自衛隊と現地連絡調整所において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 町は、町の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、必要に応じて警察、消防および自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保する。

また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 瑞穂町長は、退避の指示を行う町の職員に対し、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定 【法第114条第1項】

(1) 警戒区域の設定

瑞穂町長は、武力攻撃災害が発生し、または、まさに発生しようとしている場合、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所における関係機関の助言などから判断し、住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置

ア 瑞穂町長は、警戒区域の設定に際しては、瑞穂町対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防および自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲を決定する。

また、事態の状況の変化を踏まえて、警戒区域の範囲の変更を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備などを有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 瑞穂町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープや標示板などで区域を明示し、防災行政無線やホームページ、SNS、広報車などを活用し、住民に広報・周知する。

また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所要所に職員を配置し、警察と連携して、車両および住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 瑞穂町長は、都知事、警察官または自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合、警戒区域を設定する理由や設定範囲について関係機関に周知するなど情報の共有をはかり、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

町は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保をはかる。

3 応急公用負担 【法第111条第1項、第113条第1項・第2項】

(1) 事前措置

瑞穂町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがある場合、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備または物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

瑞穂町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため、緊急の必要があると認める場合、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用または土石、竹木その他の物件の使用もしくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物または物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置
(工作物等を除去したときは保管)

4 消防に関する措置 【法第97条第7項】 【基本指針】

(1) 町が行う措置

瑞穂町長は、東京消防庁（消防署）による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるように武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察と連携し効率的かつ安全な活動が行われるように必要な措置を講じる。

(2) 東京消防庁の活動

東京消防庁（消防署）は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体および財産を守るため、次のとおり、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、東京都国民保護計画において定めている。

ア 武力攻撃による火災が発生している場合、全消防力を挙げて消火活動を行う。

イ 武力攻撃災害により要救助者が発生している場合、消火活動と並行して、救助・

救急活動など人命の安全確保を最優先とした活動を行う。

ウ 延焼火災が少ない場合、救助・救急活動を主眼に活動する。

エ 武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合、緊急消防援助隊の応援を受けて、消防の任務を遂行する。

なお、緊急消防援助隊の指揮は、消防総監が行う。

オ 東京消防庁は、消防職員および瑞穂町消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。

カ 瑞穂町消防団は、消防総監または消防署長の所轄の下に行動する。

(3) 医療機関との連携

町は、都と協力して、搬送先の選定や搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施などについて医療機関と緊密に連携する。

(4) 安全の確保

ア 町は、国民保護対策本部および都国民保護対策本部からの情報を瑞穂町対策本部に集約し、警察および消防と連携した活動を確立するなど、安全の確保のために必要な措置を行う。

その際、必要により現地に職員を派遣し、都や警察、消防、医療機関、保健所、自衛隊などと共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有および連絡調整にあたらせるとともに、瑞穂町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のために必要な措置を行う。

イ 瑞穂町消防団は、施設・装備・資機材および通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防総監または消防署長の所轄の下でその活動支援を行い、団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

ウ 瑞穂町長は、現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第3 生活関連等施設における災害への対処

町は、特殊な対応が必要となる生活関連等施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した対処に関して、以下のとおり定める。

また、警察や消防などの関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による主体的な安全確保のための取組を促進する。

1 生活関連等施設の安全確保 【法第102条第3項・第4項】 【基本指針】

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、瑞穂町対策本部を設置した場合、町内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報や各施設における対応状況などの必要な情報を収集する。

(2) 町が管理する施設の安全の確保

瑞穂町長は、町が管理する生活関連等施設について、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合、必要に応じ、警察や消防に対し支援を求める。

また、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設への対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質に係る武力攻撃災害の防止および防除

【法第103条第1項・第2項・第3項・第4項】 【基本指針】

(1) 危険物質に関する措置命令

国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第2条第7項の危険物（町内に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所もしくは取扱所（移送取扱所を除く。）または町内の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、または取扱うものに限る。）に係る下記イおよびウの措置については、東京消防庁が行うこととなる。

【措置】

- | |
|--|
| ア 危険物質等の取扱所の全部または一部の使用の一時停止または制限 |
| イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬または消費の一時禁止または制限 |
| ウ 危険物質等の所在場所の変更またはその廃棄 |

※消防法第2条第7項の危険物に係るアの措置については、同法に基づき東京消防庁が実施。

第4 NBC攻撃による災害への対処

町は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。
--

町は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

1 応急措置の実施

町は、NBC攻撃が行われた場合、その被害の現場における状況に照らして、現場およびその影響を受けることが予想される地域の住民に対して退避を指示し、または警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材により対応可能な範囲内で警察や消防などの関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助のための活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合、内閣総理大臣の基本的な方針およびそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措

置を講ずる。

3 関係機関との連携

町は、NBC攻撃が行われた場合、瑞穂町対策本部において、警察、消防、自衛隊、医療関係機関などから被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見・対処能力などに関する情報を入手し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し（または職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化をはかるとともに、現地連絡調整所の職員から最新の情報の報告を受け、都に対して必要な資機材や応援などの要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国および都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

（1）核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

（2）生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集活動を行う。

また、警察や消防などの関係機関および保健所と連携して、消毒など必要な措置を行う。

さらに、町は、生物剤を用いた攻撃の特性※に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況の把握の方法とは異なる点にかんがみ、厚生労働省を中心とした一元的情報収集およびデータ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源・汚染地域への作業に協力する。

※生物剤を用いた攻撃の特性

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

（3）化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助および除染に資する情報収集の活動を行う。

5 瑞穂町長の権限

瑞穂町長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があった場合、措置の

実施に当たり、警察や消防など関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条第1項に基づく措置】

法第108条 第1項	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限または禁止 ・給水の制限または禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入り禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

瑞穂町長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名宛て人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名宛て人に通知する。

上記表中第5号および第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【国民保護法施行令第31条に基づく通知事項】

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水または死体（上記表中第5号および第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物または場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

6 要員の安全の確保

町は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所および都から積極的に収集し、当該情報を速やかに提供して、応急対策を講ずる要員の安全を確保する。

第9章 被災情報の収集および報告

町は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集および報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

【法第126条第1項、第127条第1項】【基本指針】

- (1) 町は、現地の被害状況を調査するとともに、電話、防災行政無線、ホームページ、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時・場所、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的・物的被害の状況などの被災情報について収集する。
- (2) 町は、情報収集に当たっては、警察および消防との連絡を密にする。
- (3) 町は、収集した被災情報の第一報を、都※に対し下記様式を用いて電子メールやFAXなどにより直ちに報告する。
- ※都に報告できない場合
災害の状況により都に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。
- (4) 町は、第一報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について下記様式を用いて、電子メールやFAXなどにより都が指定する時間に都に対し報告する。
- なお、新たに重大な被害が発生した場合には、直ちに、都に報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）				年 月 日 時 分 瑞 穂 町		
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（または地域）						
(1) 発生日時 年 月 日						
(2) 発生場所 瑞穂町 (北緯 度、東経 度)						
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要						
3 人的・物的被害状況						
人的被害				住家被害		その他
死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢および死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概況

第10章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所の保健衛生の確保をはかり、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保 【基本指針】

町は、避難先地域における避難住民についての状況を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、都と協力し、巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所に派遣する。

この場合、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民が生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下などによる感染症の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断および消毒の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒の発生を防止するため、都（食品衛生指導班）と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

町は、避難先地域における感染症の発生を防止するため、都（環境衛生指導班）と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置および飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項について、住民に対して情報提供を実施する。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談および指導を都と協力し実施する。

2 廃棄物の処理 【法第124条第3項・第4項】

(1) 廃棄物処理の特例

ア 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬または処分を業として行わせる。

イ 町は、アにより廃棄物の収集、運搬または処分を業として行う者により、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬または処分が行われたことが判明した場合、速

やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬または処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 町は、災害廃棄物処理計画に基づき処理実施計画を策定し、廃棄物処理体制を整備する。

イ 瑞穂町長は、廃棄物関連施設の被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合、都知事に対して他の区市町村との応援等にかかる要請を行う。

第11章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、生活基盤を確保することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資の価格安定 【法第129条】 【基本指針】

町は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資もしくは役務または国民経済上重要な物資もしくは役務（生活関連物資）の価格の高騰および買占めならびに売惜しみを防止するため、都が実施する措置に協力する。

2 避難住民の生活安定 【法第162条第2項】 【基本指針】

（1）被災児童生徒に対する教育

瑞穂町教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保や教科書の供給、授業料等の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助などを行うとともに、避難住民が被災地に復帰する際の学校施設の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（2）公的徴収金の減免

町は、避難住民の負担軽減のため、法律および条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請および請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期ならびに町税（延滞金を含む）の徴収猶予および減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保 【基本指針】

町は、下水道施設や道路などの管理者として、瑞穂町の公共的施設を管理する。

第12章 他の区市町村の避難住民の受入れ

町は、国の指示および都の通知により、以下のとおり他の区市町村の避難住民を受け入れる。

1 基本的考え方

- (1) 町は、国の避難措置の指示および都からの受入地域の通知に基づき、他の区市町村からの避難住民を受け入れる。
- (2) 町は、国の救援の指示に基づき、受け入れた他の区市町村の避難住民に対し、受け入れから復帰するまでの期間、都と協力して、救援の措置を行う。
- (3) 町は、安否情報の収集を、都と連携・協力して行う。

2 事態への対処

- (1) 役割分担
避難住民の受入れにおける関係機関の役割分担は、以下のとおりである。

機関名	主な役割
町	・要避難地域の区市町村による避難誘導への協力 ・避難所の運営 ・安否情報の収集・提供 ・避難所における火災予防
都	・要避難地域の道府県との協議、受入地域の決定・通知 ・要避難地域の区市町村による避難誘導への協力 ・避難住民への物資・資材の提供等 ・安否情報の収集・提供
警視庁	・要避難地域の区市町村による避難誘導への協力 ・交通規制 ・避難所における警戒
東京消防庁 (第九消防方面本部 福生消防署)	・要避難地域の区市町村による避難誘導への協力 ・避難所における火災予防
指定行政機関	・避難住民の誘導の支援 ・避難所における救援の支援
自衛隊	・避難住民の誘導・救援の実施
指定地方行政機関 指定地方公共機関	・避難住民の搬送および物資の運送（運送事業者） ・医療の提供（医療事業者）等
要避難地域の道府県	・都への協議、避難の指示、指示内容の通知 ・要避難地域の区市町村による避難誘導の支援 ・都が行う救援への協力 ・安否情報の収集・提供

(2) 受入地域の決定

町は、都知事が受入地域を決定した場合、速やかに都知事と協議を行い、受入地域を決定するとともに、避難住民を受け入れる態勢を整える。

(3) 避難誘導

町は、要避難地域の区市町村が主体となって行う避難住民の誘導について協力する。

(4) 救援

町は、都と連携・協力して、他の区市町村からの避難住民を受け入れた避難所などにおいて、食品・飲料水を提供するなど、必要な救援を行う。

(5) 安否情報の収集

町は、都および要避難地域の道府県・区市町村と連携・協力して、安否情報の収集に努める。

この場合、関係する都道府県、区市町村が安否情報の提供ができるよう、安否情報の共有化をはかる。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、自らが管理する施設および設備について、武力攻撃災害による被害が発生した場合、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方 【法第139条、第140条】 【基本指針】

(1) 町が管理する施設および設備の緊急点検

町は、武力攻撃災害が発生した場合、安全の確保をした上でその管理する施設および設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、インターネット、防災行政無線、各種システムなどの通信機器に被害が発生した場合、予備機への切替を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 都に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合、都に対し、それぞれ必要な人員および資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し、支援を求める。

2 公共施設の応急の復旧 【法第139条】 【基本指針】

(1) 下水道施設

町は、下水道施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 道 路

町は、その管理する道路について速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて障害物の除去やその他避難住民の搬送などの確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、自らが管理する施設および設備について、武力攻撃災害による被害が発生した場合、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

【法第141条】 【基本指針】

1 国における所要の法制の整備

武力攻撃災害が発生した場合、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されることとなっている。

特に、大規模な武力攻撃災害が発生した場合、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされている。

よって、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従い都と連携して実施する。

2 町が管理する施設および設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設および設備が被災した場合、被災の状況や周辺地域の状況などを勘案しつつ迅速な復旧を行う。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類を保管する。

2 損失補償および損害補償 【法第159条1項、第160条第1項】

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一時使用の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷した場合、国民保護法施行令に定める手続に従い損害補償を行う。

3 総合調整および指示に係る損失の補てん

町は、都の国民保護対策本部長が総合調整を行い、または避難住民の誘導もしくは避難住民の輸送に係る指示をした場合、当該総合調整または指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行う。

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

第1章 総論

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処については、瑞穂町対策本部の設置、国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）の武力攻撃事態への対処に準じる。

1 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、または発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

2 想定される事態類型

事態類型	事 例
危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物質積載船への攻撃、ダムの破壊
大規模集客施設等への攻撃	大規模商業施設等の爆破、列車等の爆破
大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入
交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

3 共通する特徴

- （1）非国家組織等による攻撃
- （2）突発的な事案発生
- （3）発生当初は事故との判別が困難
- （4）不特定多数の住民が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場等）で発生する可能性が高い。

4 瑞穂町緊急対処事態対策本部（以下「瑞穂町緊急対策本部」という。）設置指定前における事案発生への対処

町は、突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定および緊急対策本部の設置指定が行われるまで、緊急に住民の安全を確保するため、瑞穂町災害対策本部を設置し、災害対策のしくみを活用して、避難の指示、警戒区域の設定および瑞穂町緊急対策本部の設置要請、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。※

※国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

第2章 初動対応力の強化

テロ等の発生時、住民の避難や救助などを迅速に行うため、町が管理する施設、事業所、大規模集客施設およびライフライン施設の初動対応力の強化をはかる。

平素およびテロ等の発生時、事業所、大規模集客施設およびライフライン施設の管理者（以下「施設管理者」という。）、瑞穂町を管轄する警察、消防、自衛隊など関係機関が連携・協力して対処する体制を構築する。

1 危機管理体制の強化

（1）事業所、大規模集客施設およびライフライン施設との連携

ア 町は、都および警察、消防、自衛隊など関係機関の参加を得て、施設管理者との連絡会議を設置して、緊急連絡体制の整備、各施設の危機管理の強化およびテロ等の危機情報の共有をはかる。

イ 町は、瑞穂町に所在する事業所および大規模集客施設の概要を把握するとともに、必要に応じて緊急連絡先の把握および情報交換を行う。

ウ 町は、施設管理者の行う訓練に際し、施設内の人々への正確な情報伝達・指示や避難誘導などの初動対処を重視した指導・助言を行う。

（2）医療機関との連携

町は、瑞穂町に所在する医療機関の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワークおよび協力関係の構築に努める。

2 対処マニュアルの整備

（1）テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備

町は、都が作成する各種対処マニュアルおよび瑞穂町の特性を踏まえ、各種対処マニュアルを整備する。

（2）事業所および大規模集客施設における対処マニュアルの整備促進

町は、都および警察、消防、自衛隊など関係機関と協力し、事業所および大規模集客施設の施設管理者に対して、町が作成する各種対処マニュアルを参考にした施設の特性を踏まえた対処マニュアルの整備を要請する。

3 発生現場における連携協力のための体制づくり

（1）事業所および大規模集客施設との連携

町は、事業所および大規模集客施設において大規模テロ等が発生した場合、警察、消防、自衛隊など関係機関の協力を得て、緊急連絡体制を構築する。

（2）現地連絡調整所の運営に関する協議

町は、現地において活動する各機関が、情報の共有および連携の確保を目的に設置

する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領（参加機関、各機関の役割、資器材等）について、都および警察、消防、自衛隊など関係機関と協議する。

4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保

町は、事業所および大規模集客施設を往来する不特定多数の人々に対し、警報や避難の指示などを速やかに伝達できるよう、警察、消防、自衛隊など関係機関のほか、放送事業者、電気通信事業者の協力を依頼し、多様な情報伝達手段の確保に努める。

5 装備・資材の備蓄

町は、NBCテロ等の発生時に現地連絡調整所において活動する職員の安全確保のために必要となる装備・資材について、都および警察、消防、自衛隊など関係機関との連携を考慮し、新たに調達するよう努める。

【調達する資材の例】

- ・N用：防護マスク、線量計・線量率計、放射線防護衣一式
- ・B用：感染症予防用マスク、消毒用噴霧器、消毒液（薬）
- ・C用：防護マスク、ガス検知器、化学防護衣一式

6 訓練等の実施

町は、都および警察、消防、自衛隊など関係機関と連携し、実践的な図上訓練、実動訓練、研修などを行う。

7 住民等への啓発

町は、住民や町外からの通勤者・観光客などに対し、警察、消防および施設管理者と連携し、テロ等の兆候を発見した場合の通報義務、不審物を発見した場合の施設管理者に対する通報の方法について、啓発資料を活用して周知をはかる。

第3章 平時における警戒

町は、常にテロ等の兆候および危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行う。

1 危機情報の把握・活用

- (1) 町は、都および警察、消防、自衛隊などの関係機関と連携し、常にテロ等の兆候および危機情報の把握に努める。
- (2) 町は、テロ等の発生事例（特に首都および大都市）に関する情報について可能な限り収集し、警戒対応に活用する。

2 危機情報等の共有

町は、瑞穂町災害対策本部を通じ、テロ等の兆候および危機情報を全庁的に共有する。

3 警戒対応

- (1) 町は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに町が管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設やライフライン施設などに対して警戒対応の強化を要請する。
- (2) 町は、危機情報の緊急性に応じて都が整備する「警戒対応の基準」（統一した警戒レベル）に準拠し、町が管理する施設における同基準を整備する。

第4章 発生時の対処

町は、大規模テロ等が発生した場合、国による緊急対策本部の設置指定の有無に関わらず、都および警察、消防、自衛隊など関係機関と緊密に連携協力し、住民の避難、救援、災害対処などの初動対処に全力を挙げて取り組む。

国による事態認定および緊急対策本部の設置指定が行われていない段階では、瑞穂町災害対策本部を設置し、災害対策のしくみを活用して対処するなど、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

1 緊急対策本部の設置指定が行われている場合

- (1) 町は、政府による緊急対処事態の認定および緊急対策本部の設置指定が行われている場合、瑞穂町緊急対策本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。
- (2) 町は、警察、消防、自衛隊など関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて瑞穂町緊急現地対策本部を設置する。
- (3) 国の緊急事態現地対策本部が設置され、現地対策本部長が緊急対処事態合同対策協議会を開催する場合、瑞穂町緊急対策本部として当該協議会に参加し、緊急対処保護措置に関する情報交換や相互協力に努める。

2 緊急対策本部の設置指定が行われていない場合

- (1) 町は、災害対策のしくみを活用して情報収集態勢を確立し、都および警察、消防、自衛隊など関係機関との連携協力の下、危機情報を把握する。
- (2) 町は、多数の人を殺傷する行為の発生を認知した場合、速やかに都および警察、消防、自衛隊など関係機関（必要に応じて瑞穂町に所在する事業所、大規模集客施設、医療機関などを含む。）に通報する。
- (3) 町は、政府による事態認定前において原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合、瑞穂町災害対策本部を設置して対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定および国に対する瑞穂町緊急対策本部の設置指定の要請など、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

3 瑞穂町災害対策本部による対応

(1) 危機情報の収集

町は、都および警察・消防・自衛隊など関係機関を通じて危機情報を収集する。

(2) 現地連絡調整所の設置

町は、必要に応じて現地連絡調整所を設置し、被害状況および各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整などを行う。

（3）応急措置

ア 被災者の救援

町は、都および医療救護班と連携し、現地において必要な支援を行う。

その際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等に防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器および線量（率）計を携行または装着させ、二次災害防止に努める。

イ 被災者の搬送

町は、多数の被災者が発生した場合および医療救護活動に係る人員・機材等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

ウ 避難の指示・誘導

（ア） 町は、被害の規模・程度から住民の避難が必要と判断した場合、または都知事から避難の指示を行うよう要請があった場合、住民（必要に応じて瑞穂町に所在する事業所・大規模集客施設・医療機関を含む。）に対して避難の指示を行う。

ただし、移動中に住民に危害が及ぶおそれがある場合は、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動させる。

（イ） 町は、避難経路・避難場所に速やかに職員を派遣し、警察、消防、自衛隊など関係機関と連携の下、町内会・自治会・学校・事業所などを単位として住民の避難誘導を行う。

その際、大規模テロ等の類型に応じて都や自衛隊など関係機関が設置する除染所において、住民を把握するとともに、所要の支援を行う。

（ウ） 派遣する職員には、住民から避難誘導への理解・協力が得られるよう、防災服や腕章、旗、夜間照明などを携行させる。

エ 警戒区域の設定・周知

町は、事態の規模・程度から警戒区域が必要と判断した場合、または都知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合、明瞭な道路・建物等を用いて警戒区域を設定する。

町は、都および警察、消防、自衛隊など関係機関と連携し、住民（必要に応じて瑞穂町に所在する事業所や大規模集客施設、医療機関などを含む。）に対して警戒区域の周知をはかる。

オ 警戒対応の継続・強化

町は、事態の悪化またはテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、町が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設やライフライン施設などに対して警戒対応の更なる強化を促す。

4 緊急対策本部への移行

（1） 町は、政府による事態認定および緊急対策本部の設置指定が行われた場合、直ちに新たな体制に移行し、瑞穂町災害対策本部を廃止する。

（2） 瑞穂町長は、緊急対処事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に係る機関に対し警報を通知・伝達する。
なお、警報に関するその他の事項は、武力攻撃事態等に準じて行う。

第5章 大規模テロ等の類型に応じた対処

町は、大規模テロ等の類型に応じ、特に次の事項に留意して対処する。

1 危険物質を有する施設への攻撃

（1）攻撃による影響

可燃性ガス貯蔵施設が爆破された場合、爆発および火災により住民に被害が発生するとともに、ライフラインが機能不全に陥り、社会活動に支障を来すおそれがある。

（2）平素の備え

ア 危険物質を保有する施設との緊急連絡体制の整備

町は、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を構築する。

イ 施設管理者による危機管理体制の強化推進

町は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備や資器材等の定期検査、継続的な巡視など、緊急処理事態を念頭にした安全確保措置を要請する。

（3）対処上の留意事項

町は、事態の悪化またはテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して警察と連携した施設の警備強化を促す。

2 大規模集客施設への攻撃

（1）攻撃による影響

大規模集客施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

（2）平素の備え

ア 大規模集客施設との緊急連絡体制の整備

町は、連絡会議により、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を構築する。

イ 施設管理者による危機管理体制の強化推進

町は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備や資器材等の定期検査、継続的な巡視など、緊急処理事態を念頭にした安全確保措置を要請する。

ウ 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の確立

町は、町が管理する施設や大規模集客施設などを往来する人々に対して、速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両などによって体制を確立する。

（3）対処上の留意事項

ア 町は、事態の悪化またはテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

（イ）警察と連携した施設の整備強化

（ロ）避難誘導、構内放送などが速やかに行えるような態勢の保持

- (ウ) 警察・消防・自衛隊など関係機関と連携した施設利用者などの避難誘導
- イ 町は、大規模集客施設における避難誘導、構内放送などの状況を把握し、必要に応じて支援・助言などを行う。

3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）

(1) 攻撃による影響

- ア ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。
- イ ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能がかく乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障害）がある。
- ウ 住民は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

(2) 平素の備え

- ア 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の構築
- 町は、町が管理する施設、大規模集客施設を往来する人々に対して、防災行政無線をもって情報を伝達する体制を構築する。
- イ 人心不安への対策
- 町は、ダーティボムによる災害が起きた場合、住民が過度に不安を抱くおそれがあるため、事案発生時の各人の防護や被ばく線量や放射線による身体への影響などについて、啓発資料を活用して住民への周知をはかる。

(3) 対処上の留意事項

- ア 初動対処
- 町は、都および警察、消防、自衛隊などの関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その区域外において住民の安全確保およびパニック防止のための措置を講じる。
- イ 避難の指示
- 町は、住民に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに隔離するとともに、風上にあるコンクリート建物に一時的に避難するよう指示する。
- その際、住民が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響などに関する情報を速やかに提供する。
- ウ 医療活動
- 町は、都および医療機関と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する緊急被ばく医療活動を実施する。
- その際、医師等に防護衣・手袋・ブーツを装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。
- エ 汚染への対処
- (ア) 町は、都および警察や消防、自衛隊などの関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限および避難誘導を適切に実施する。
- その際、現地に派遣される職員に防護衣・手袋・ブーツを装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

- また、被災者の除染は、災害現場において警察や消防などの現地活動機関が行う。
- (イ) 町は、都および自衛隊が実施する避難退域時検査、簡易除染および汚水の処理に協力する。

4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）

（1）攻撃による影響

生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

（2）平素の備え

ア 隣接市との情報連絡体制の整備

生物剤による攻撃は、被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、町は、隣接市との間で情報を共有するための連絡体制を整備する。

イ 普及啓発

町は、生物剤テロに使用される可能性の高い病原体や感染症の予防などについて、啓発資料を活用して住民への周知をはかる。

（3）対処上の留意事項

ア 初動対処

町は、都および警察、消防、自衛隊など関係機関と連携し、調査監視を実施する。

イ 医療活動

町は、都および医療機関と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

その際、医師等に防護衣・手袋・ブーツなどを装着させるとともに、調査監視を継続する。

ウ 感染への対処

- (ア) 町は、都および警察、消防、自衛隊など関係機関と連携し、感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民の感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う

- (イ) 町は、感染症の被害拡大防止のため、都および医療機関と連携して、感染者またはその疑いのある者の搬送・移動制限、感染範囲の把握、消毒、ワクチン接種、健康監視などの措置を講ずる。

その際、現地に派遣される職員に防護衣・手袋・ブーツを装着させる。

5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）

（1）攻撃による影響

ア 屋内や交通機関内部など、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

イ 一般的に、目・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定が困難である。

ウ 気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形・気象等の影響を受けながら、地をはうように広がる。

（2）平素の備え

ア 町は、町が管理する施設や大規模集客施設を往来する人々に対して、防災行政無線をもって情報を伝達する体制を構築する。

イ サリン等の化学剤テロに使用される可能性が高いと考えられる物質について、盗難などに関する情報を入手した時は、サリン等防止法に基づき、警察官や海上保安官、消防吏員などに報告するとともに、必要な警戒対応を検討する。

（3）対処上の留意事項

ア 初動対処

町は、都および警察、消防、自衛隊など関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努める。

イ 避難の指示

町は、住民に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にあり、かつ外気からの気密性の高い屋内または汚染のおそれのない区域に避難するよう指示する。

ウ 医療活動

町は、都および医療機関と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

その際、医師等に防護衣・手袋・ブーツなどを装着させる。

エ 汚染への対処

（ア）町は、都および警察や消防、自衛隊など関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限および避難誘導を適切に行う。

その際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツを装着させる。

また、被災者の除染は、災害現場において警察や消防などの現地活動機関が行う。

（イ）町は、都および警察、消防、自衛隊など関係機関が実施する除染や汚水の処理などに協力する。

6 交通機関を破壊手段とした攻撃

（1）攻撃による影響

ア 航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模およびその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。

イ 爆発火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動に支障を来すおそれがある。

（2）平素の備え

ア 町は、町が管理する施設や大規模集客施設などを往来する人々に対して、防災行政無線をもって、情報を伝達する体制を構築する。

（3）対処上の留意事項

町は、事態の悪化またはテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

ア 避難誘導や構内放送などが速やかに行えるような態勢の保持

イ 警察、消防、自衛隊など関係機関と連携した施設利用者の避難誘導

資 料 編

- 資料 1 瑞穂町国民保護協議会委員名簿
- 資料 2 瑞穂町国民保護協議会条例
- 資料 3 瑞穂町国民保護協議会運営規程
- 資料 4 瑞穂町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策条例
- 資料 5 関係機関一覧
- 資料 6 報道機関一覧
- 資料 7 避難施設一覧
- 資料 8 瑞穂町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱
- 資料 9 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方
- 資料 10 救援の程度及び方法の基準
- 資料 11 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令
- 資料 12 安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答に係る様式

資料 1 瑞穂町国民保護協議会委員名簿

	国民保護法の根拠	職 名
1	第 40 条第 2 項 会長	瑞穂町長
2	第 40 条第 4 項 1 号	国土交通省関東地方整備局 相武国道事務所長
3		北関東防衛局 横田防衛事務所長
4	第 40 条第 4 項 2 号 自衛隊	陸上自衛隊 朝霞駐屯地 第 1 施設大隊長
5	第 40 条第 4 項 3 号 都道府県の職員	東京都建設局 西多摩建設事務所長
6		東京都保健医療局 西多摩保健所長
7		東京都水道局 あきる野給水事務所長
8		警視庁 福生警察署長
9	第 40 条第 4 項 4 号	瑞穂町副町長
10	第 40 条第 4 項 5 号 教育長及び消防吏員	瑞穂町教育委員会教育長
11		東京消防庁 福生消防署長
12	第 40 条第 4 項 6 号 市町村の職員	瑞穂町協働推進部長
13		瑞穂町消防団長
14	第 40 条第 4 項 7 号 指定公共機関又は指定公共 機関の役員又は職員	東日本電信電話株式会社 東京事業部東京西支店長
15		東日本旅客鉄道株式会社 拝島駅長
16		東京電力パワーグリッド株式会社 立川支社長
17		日本郵便株式会社 瑞穂郵便局長
18		武陽ガス株式会社 代表取締役社長
19	第 40 条第 4 項 8 号 国民保護のための措置に関 し知識又は経験を有する者	瑞穂町自主防災組織連絡協議会会長
20		瑞穂町交通安全推進協議会会長
21		東京都赤十字血液センター 立川事業所長
22		公立福生病院院長
23		瑞穂町医師会長
24		瑞穂ケーブルテレビ株式会社 代表取締役
25		立川バス株式会社 福生営業所長

資料２ 瑞穂町国民保護協議会条例

瑞穂町国民保護協議会条例

平成18年3月28日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、瑞穂町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の総数)

第2条 協議会の委員の総数は、30人以内とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

資料3 瑞穂町国民保護協議会運営規程

瑞穂町国民保護協議会運営規程

平成18年10月31日

告示第238号

(趣旨)

第1条 この規程は、瑞穂町国民保護協議会条例（平成18年条例第14号）第5条の規定により、瑞穂町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会長は、協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた委員が出席できないときは、あらかじめ会長に通知した上で、代理者を出席させることができる。

3 前項の規定により代理者が出席したときは、当該代理者を委員とみなす。

(協議会の記録)

第3条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 協議会の日時及び場所

(2) 出席した委員の職名及び氏名

(3) 議事の件名及び概要並びに議決事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(協議会等の公開)

第4条 協議会及び議事録は公開とする。ただし、協議会の決定により非公開とすることができる。

附 則

この告示は、平成18年11月1日から施行する。

資料４ 瑞穂町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策条例

瑞穂町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成１８年３月２８日

条例第１５号

（趣旨）

第１条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号。以下「法」という。）第３１条及び法第１８３条において準用する法第３１条の規定に基づき、瑞穂町国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）及び瑞穂町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条 瑞穂町国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、保護本部の事務を総括する。

２ 瑞穂町国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐する。

３ 瑞穂町国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、保護本部の事務に従事する。

４ 保護本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

５ 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

（会議）

第３条 本部長は、保護本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

２ 本部長は、法第２８条第６項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、意見を求めることができる。

（部）

第４条 本部長は、必要があると認めるときは、保護本部に部を置くことができる。

２ 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

３ 部に部長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。

４ 部長は、部の事務を掌理する。

（国民保護現地対策本部）

第５条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

２ 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第６条 この条例に定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

（瑞穂町緊急対処事態対策本部）

第７条 第２条から前条までの規定は、瑞穂町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料5 関係機関一覧

【関係指定行政機関及び指定地方行政機関（自衛隊含む）】

機関の名称	担当部署	所在地
関東財務局	立川出張所	立川市錦町 4-1-18
関東信越厚生局		埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
東京労働局		文京区後楽 1-7-22
関東農政局		埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
関東経済産業局		埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
関東地方整備局	相武国道事務所	八王子市大和田町 4-3-13
関東運輸局		神奈川県横浜市中区北仲通 5-57
東京管区气象台	総務部総務課	千代田区大手町 1-3-4
関東地方環境事務所		埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2
北関東防衛局	横田防衛事務所	福生市熊川 864
防衛省	運用局運用課	新宿区市谷本村町 5-1
陸上自衛隊 東部方面総監部	東部方面監防衛部	練馬区大泉学園町
陸上自衛隊朝霞駐屯地	第1施設大隊	埼玉県朝霞市
海上自衛隊 横須賀地方総監部		神奈川県横須賀市西逸見町 1 丁目無番地
航空自衛隊 作戦システム運用隊	航空隊司令官防衛部	府中市浅間町 1-5-5

【東京都機関】

機関の名称	担当部署	所在地
総務局	総合防災部	新宿区西新宿 2-8-1
建設局	西多摩建設事務所	青梅市東青梅 3-20-1
保健医療局	西多摩保健所	青梅市東青梅 1-167-5
水道局	多摩水道改革推進本部	立川市緑町 6-7
警視庁	福生警察署	福生市加美平 3-25

【近隣市】

機関の名称	担当部署	所在地
立川市	市民生活部防災課	立川市泉町 1156-9
青梅市	市民安全部防災課	青梅市東青梅 1-11-1
福生市	総務部防災危機管理課	福生市本町 5
武蔵村山市	総務部防災安全課	武蔵村山市本町 1-1-1
羽村市	総務部防災安全課	羽村市緑ヶ丘 5-2-1
昭島市	総務部防災安全課	昭島市田中町 1-17-1
所沢市	危機管理室	埼玉県所沢市並木 1-1-1
入間市	危機管理安全部危機管理課	埼玉県入間市豊岡 1-16-1

【その他の機関】

機関の名称	担当部署	所在地
東京消防庁	第九消防方面本部	八王子市石川町 2099-2
	福生消防署	福生市福生 1072
	瑞穂出張所	瑞穂町箱根ヶ崎 2353
東日本旅客鉄道（株）	拝島駅	昭島市松原町 4-14-4
東京電力（株）	青梅支店	青梅市東青梅 5-15-1
（株）NTT 東日本	東京支社	立川市錦町 4-11-5

日本郵政（株）	瑞穂郵便局	瑞穂町武蔵 20-1
立川バス（株）	本社	立川市高松町 2-27-27
武陽ガス（株）	本社	福生市本町 17-1
日本赤十字社東京都支部	瑞穂地区	瑞穂町石畑 2008
西多摩医師会		青梅市東青梅 1-167-5
西多摩歯科医師会		青梅市河辺町 6-6-13
西多摩薬剤師会		青梅市東青梅 4-17-41
福生病院企業団		福生市加美平 1-6-1

【医療機関】

種別	施設名	所在地
災害拠点病院	市立青梅総合医療センター	青梅市東青梅 4-16-5
	公立阿伎留医療センター	あきる野市引田 78-1
	公立福生病院	福生市加美平 1-6-1
災害拠点連携病院	高木病院	青梅市今寺 5-18-9
	目白第二病院	福生市福生 1980
	大聖病院	福生市福生 871

資料6 報道機関一覧

機関の名称	担当部署	所在地
日本放送協会	報道局 気象・災害センター	新宿区神南 2-2-1
(株) エフエム茶臼		埼玉県入間市高倉 5-17-27
瑞穂ケーブルテレビ (株)		瑞穂町高根 225-3

資料7 避難施設一覧

(令和6年3月現在)

名称	所在地	緊急一時避難施設※
瑞穂町立瑞穂第一小学校	箱根ヶ崎 2287	○
瑞穂町立瑞穂第一小学校体育館	箱根ヶ崎 2287	○
瑞穂町立瑞穂第二小学校	長岡長谷部 250	○
瑞穂町立瑞穂第二小学校体育館	長岡長谷部 250	○
瑞穂町立瑞穂第三小学校	二本木 670	○
瑞穂町立瑞穂第三小学校体育館	二本木 670	○
瑞穂町立瑞穂第四小学校	箱根ヶ崎西松原 2-1	○
瑞穂町立瑞穂第四小学校体育館	箱根ヶ崎西松原 2-1	○
瑞穂町立瑞穂第五小学校	殿ヶ谷 1160	○
瑞穂町立瑞穂中学校	石畑 1961-1	○
瑞穂町立瑞穂中学校体育館	石畑 1961-1	○
瑞穂町立瑞穂第二中学校	箱根ヶ崎 1172	○
瑞穂町立瑞穂第二中学校体育館	箱根ヶ崎 1172	○
瑞穂中央体育館	石畑 1989	○
瑞穂武道館	箱根ヶ崎 519	○
あすなろ児童館	石畑 1837	○
武蔵野コミュニティセンター	むさし野 1-5	○
元狭山コミュニティセンター	二本木 673-1	○
長岡コミュニティセンター	箱根ヶ崎 1180	○
殿ヶ谷会館	殿ヶ谷 988	○
石畑会館	石畑 211	○
石畑中央会館	石畑 1837	○
箱根ヶ崎北会館	箱根ヶ崎 2	○
箱根ヶ崎中央会館	箱根ヶ崎 127	○
箱根ヶ崎南会館	武蔵 3	○
箱根ヶ崎西会館	箱根ヶ崎東松原 16-3	○
長岡会館	長岡長谷部 248	○
長岡南会館	長岡 4-6-4	○
むさしの会館	むさし野 2-12-6	○
瑞穂町高齢者福祉センター「寿楽」	殿ヶ谷 1106	○
瑞穂町心身障がい者（児）福祉センター「あゆみ」	石畑 2193	○
町民会館	石畑 1875	○
ふれあいセンター	石畑 2008	○
瑞穂町郷土資料館 けやき館	駒形富士山 316-5	○
瑞穂ビューパーク・スカイホール	箱根ヶ崎 2475	○
東京都立瑞穂農芸高等学校	石畑 2027 番地	○

※爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する鉄筋コンクリート造（RC造）および鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）である施設

資料8 瑞穂町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

瑞穂町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

〔 令和6年1月24日 〕
告 示 第 6 号

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、瑞穂町の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別表に定める腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」とは、様式第1号のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 町長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、町長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に掲げる者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 瑞穂町の職員
- (2) 瑞穂町消防団長及び消防団員
- (3) 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 町長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号）に登録した上で、特殊標章等を作成して交付する。

2 町長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等交付申請書（様式第3号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳に登録した上で、特殊標章等を作成して交付する。

(腕章及び帽章の交付)

第5条 町長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案して町長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 町長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項の規定により腕章等の交付を受けた者を除く。）並びに同条第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 町長は、前条の規定により腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所又は車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項に規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）を併せて交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 町長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができる。

2 町長は、前項の規定により、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができる。

(特殊標章の特例交付)

第8条 町長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。

2 前項の場合において、町長が必要と認めるときは、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 町長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（様式第4号）により、速やかに町長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損し、又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

(身分証明書の交付)

第10条 町長は、第5条各項の規定により腕章等の交付を受けた者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 前条の規定により身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 第10条の規定により身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（様式第5号）により速やかに町長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損し、又は破損した身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条の規定により町長が交付する身分証明書の有効期間は、交付を受けた者が第3条各号に規定する者でなくなったときまでとする。

2 第5条第2項の規定により腕章等の交付を受けた者に対して交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、町長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

第14条 町長は、この要綱の規定により提出された申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 町長から特殊標章等の交付を受けた者は、第3条各号に規定する者でなくなったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていないなければならない。

(周知)

第17条 町長は、特殊標章等の交付を受ける者に対し、当該交付の際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

(庶務)

第19条 瑞穂町における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、協働推進部安全・安心課において処理する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下隅に付する。
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張、掲揚又は表示		
	船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

(表)

	瑞穂町長 Mayor of Mizuho Town 身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defense personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。		
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____		
発行権者/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

(日本産業規格A列7番)

(裏)

身長／Height_____	眼の色／Eyes_____	頭髪の色／Hair_____
その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks or information: 血液型／Blood type_____		
_____ _____		
所持者の写真 ／PHOTO OF HOLDER		
印章／Stamp	所持者の署名／Signature of holder	

様式第2号(第4条関係)

帳台に関する者をして等々標章特殊標章等

[illegible]

(日本産業規格A列4番)

様式第3号(第4条関係)

特殊標章等交付申請書

年 月 日

瑞穂町長 様

特殊標章等の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

氏名：(漢 字) _____ (ローマ字) _____	生年月日(西暦) _____年 _____月 _____日
申請者の連絡先 住 所：〒 _____ _____ 電話番号： _____ E-mail : _____	
写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付の場合のみ)	
識別のための情報(身分証明書の交付の場合のみ記載) 身 長： _____cm 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____(Rh因子 _____)	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章の交付の場合のみ記載) _____ _____	

(町使用欄)	
資 格： _____	
証明書番号： _____	交付の年月日： _____
有効期間の満了日： _____	
返納日： _____	

(日本産業規格A列4番)

様式第4号（第9条関係）

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
瑞穂町長 様	
申請者	
住 所 : _____	
氏 名 : _____	
電話番号 : _____	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失（破損等）年月日	
3 紛失の状況（破損等の理由）	
4 その他必要な事項	
※受付欄	※経過欄

備考

- 1 紛失の場合を除き、破損等した特殊標章を添付すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

（日本産業規格 A 列 4 番）

様式第 5 号（第 1 2 条関係）

身分証明書再交付申請書

瑞穂町長 様		年 月 日
申請者		
住 所 :		_____
氏 名 :		_____
電話番号 :		_____
1 破損等した身分証明書番号		
2 理由		
3 その他必要な事項		
※受付欄	※経過欄	

備考

- 1 紛失した場合を除き、破損等した身分証明書を添付すること。
- 2 理由には、紛失、汚損、破損又は記載事項の変更の別を記載すること。また、紛失の場合には紛失の日時、場所及び紛失の状況を、記載事項の変更の場合には変更の内容を付記すること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。

(日本産業規格 A 列 4 番)

資料 9 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方
(平成 17 年 8 月 31 日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 16 条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導をはかること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等をはかる観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼

養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1 及び 2 に準ずるものとする。

資料 10 救援の程度及び方法の基準

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(平成 25 年 10 月 1 日)

(最終改正：平成 29 年 3 月 31 日)

(平成 25 年内閣府告示第 229 号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

（救援の程度及び方法）

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「令」という。）第 10 条第 1 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 75 条第 1 項各号及び令第 9 条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第 13 条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市においては、その長）は、第 1 項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第 2 条 法第 75 条第 1 項第 1 号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

イ 避難住民（法第 52 条第 3 項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1 人 1 日当たり 340 円（冬季（10 月から 3 月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障がい者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は6,755,000円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり340円(冬季については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設備のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法(平成16年法律第110号)第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等をはかるための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条、第8条及び第9条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

2 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、6,755,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,230円以内とすること。

2 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 被服、寝具及び身の回り品
 - ロ 日用品
 - ハ 炊事用具及び食器
 - ニ 光熱材料
- 3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯 の額	2人世帯 の額	3人世帯 の額	4人世帯 の額	5人世帯 の額	世帯員数が6 人以上1人を 増すごとに加 算する額
夏季	19,200 円	24,600 円	36,500 円	43,600 円	55,200 円	8,000 円
冬季	31,800 円	41,100 円	57,200 円	66,900 円	84,300 円	11,600 円

- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 医療の提供
 - イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
 - ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。))がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること
 - ハ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 診療
 - (2) 薬剤又は治療材料の支給

- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の 100 分の 80 以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第 6 条 第 75 条第 1 項第 5 号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 2 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第 7 条 法第 75 条第 1 項第 6 号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

- 3 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人 219,100 円以内、小人 175,200 円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第 8 条 法第 75 条第 1 項第 7 号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第 2 条第 1 号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

- 3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設備費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり706,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 1人当たり 4,800円

(2) 中学校生徒 1人当たり 5,100円

(3) 高等学校等生徒 1人当たり 5,600円

- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

2 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

（１）死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（２）死体の一時保存

（３）検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（１）死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、１体当たり 3,500 円以内とすること。

（２）死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は１体当たり 5,500 円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること

（３）救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第 12 条 法第 75 条第 1 項第 8 号の規定に基づく令第 9 条第 4 号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、１世帯当たり 138,700 円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第 13 条 法第 75 条第 1 項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

資料編

- ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- 2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

資料 11 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに

安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令

(平成 17 年総務省令第 44 号、最終改正：平成 27 年 9 月 16 日総務省令第 76 号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

(安否情報の収集方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第三条 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項 に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照

会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附則抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二七年九月一六日総務省令第七六号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この条において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（次項において「住民基本台帳カード」という。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（次項において「個人番号カード」という。）とみなして、第五条及び第六条の規定による改正後の住民基本台帳法施行規則の規定を適用する。

- 2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。
- 一 第三条の規定による改正後の住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第二条第三項第一号、第五条第一号、第九条第二号及び第十一条第一号イ
- 二 第九条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（次条において「新公的個人認証法施行規則」という。）第五条第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第七十五条第二項第一号及び第三項第一号並びに第七十六条第二項第一号及び第三項第一号
- 三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項
- 四 第十一条の規定による改正後の統計法施行規則（以下この号において「新統計法施行規則」という。）第十一条第二項第一号（新統計法施行規則第十六条において準用する場合を含む。）
- 五 第十二条の規定による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下この号において「新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」という。）第五条第一項第一号イ（新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第十一条第六項、第十二条第一項及び第二項、第十三条第三項、第十四条第三項並びに第二十四条において準用する場合を含む。）

資料 12 安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答に係る様式

様式第1号（第1条関係）

安 否 情 報 収 集 様 式 （ 避 難 住 民 ・ 負 傷 住 民 ）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○を囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※ 備 考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安 否 情 報 収 集 様 式 （ 死 亡 住 民 ）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
備 考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により、形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日		
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		
申請者 <u>住所(居所)</u> <u>氏名</u>		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けてください。③ の場合、理由を記入願いま す。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住 民）であるため。 ③ その他 （ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない	日本 その他（ ）
	その他個人を識別 するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。



このマークは、国民保護措置を行う団体とその要員、建物および物品の保護ならびに避難所を識別するために使用する国際的な標章として、ジュネーブ諸条約の第一追加議定書（1949 年）において定められています。

瑞穂町国民保護計画

発行日：令和 6 年 3 月

編集・発行：瑞穂町 協働推進部 安全・安心課

住所：東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335

TEL：042-557-0501（代表）

